# 無償化に向けて準備しておくべき事項(私学助成園版)

令和元年 6 月 4 日 全日本私立幼稚園連合会

本資料は、幼児教育の無償化について、これまで国が公表した資料に基づき、各加盟園において実施に向けて準備しておくべき事項を取りまとめたものです。もとより、無償化の制度は、市町村の裁量に委ねている部分も多く、各園によって事情も異なりますので、市町村からの説明を十分受け、各加盟園で課題を検討した上で取り組む必要があります。本資料は、各加盟園で共通して課題になると思われる項目をまとめたものですので、あくまで参考資料としてご活用ください。

なお、制度の内容や事務処理手続きに関する国の説明については、文科省の説明資料及び、国が 5 月 30 日に開催した都道府県向けの説明会の会議資料(内閣府ホームページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>幼児教育・保育の無償化>令和元年 5 月 30 日(木)都道府県等説明会 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r010530/index.html#sidai2)をご覧ください。

無償化までのスケジュール(案)	P3	・時期を失しない対応(スケジュール(案)を参考に)
準備に当たっての重要なポイント	P4	
市町村から確認する事項	P6	・事務フローや様式
		・支払い方式(代理受領 or 償還払い <u>※代理受領方式を要望</u> )・支払頻度等
		・副食費の実費徴収についての考え方・指導方針
		・預かり保育の助成の方式、支払頻度等
		・補足給付(副食費)の事業実施の有無・内容・手続等 <u>※実施を要望</u>
		・地方公共団体の独自施策の確認
市町村との協議体制の整備	P30	・市町村単位の連合組織のない地域は私立幼稚園等が連携して市町村と協議する体制を作る
保護者のニーズ把握	P31	・増加が想定される預かり保育利用者のニーズを調査
教育・保育及び事務処理体制の点	P32	・保護者ニーズの変化に伴う教育・保育体制の整備(人員配置等)
検・整備(人員等)		・事務処理体制の点検整備(人員配置・ICT システム導入等)
食材料費(給食費)の設定	P34	・私学助成園(給食費を保育料に含めている場合) 給食費(食材料費)
保育料の算定根拠の整理	P38	・保育料が助成限度を超える園
		・値上げを行う場合
保護者への説明資料の作成	P40	・説明資料の作成、説明会の開催等
法人としての手続き(園則変更等)	P42	・保育料等の変更手続き等
幼稚園の行う2歳児対象の事業	P43	・一時預かり事業(幼稚園型)Ⅱ、2歳児教室の取り扱い
評価の実施(その他教育の質向上対策)	P44	・自己評価、関係者評価の実施等

# 無償化実施までのスケジュール(案)

各園では、無償化の実施に向け、様々な準備が必要になります。その主な項目について、おおざっぱなスケジュールのイメージを示したものが、次の表です。実際は地域によって、また各園によって差があると思いますが、一応の参考にしてください。

	主な作業
	・市町村との交渉体制の整備(市町村単位の連合会のできていないところ)
3月	・市町村との協議(連合会、交渉体制で実施) (~無償化実施まで)
	・給食費(食材費)の金額等の検討 (~5月)
4月	
5月	・保護者ニーズ把握、受け入れ態勢の確認・検討
) 5 H	(保育室の確保・職員配置の見直し・追加採用など、利用定員の変更の検討)
	・市町村から各園への説明の実施・現況確認
6月	・認定申請書の配布(市町村→園へ)
6 A	・確認申請書の提出(市町村へ ※保育料はみなし確認だが、書類提出は必要) (~9月)
	・保護者への説明資料作成(保護者向け説明資料の作成、食材料費の額等の根拠説明準備等)
	・保護者への説明の実施(認定申請書を配布・夏休み前に回収・取りまとめ)
7月	・認定申請書の提出(市町村へ)(夏休み前)
	· 臨時理事会開催 (園則改正、定員変更)(~8月)
8月	・口座振替金額変更準備 (給食費等) (~9月)
9月	・園則変更届け出等(都道府県へ)

こでや収報め思わられまれる。

# 準備に当たっての重要なポイント(私学助成園)

制度の概要は文科省資料のとおりです、ここで、準備の前提となる重要な事項を確認のため簡単に整理します。

# 1 新しい事務が発生 新しく発生する主な事務等について簡単に整理すると、以下のとおりです (1)施設等利用給付に関する事務

		保育料の無償化	預かり保育の無償化
		(全ての子)	(保育を必要とする子)
/	確認事務	市町村においてみなし確認(既存園)	園が市町村に申請
	開始時に1回	申請は不要であるが、書類(認可証の写し等)提出が必要	申請書の提出が必要
	到中市及	保護者の申請を園が取りまと	めて居住市町村に振り分けて提出
	認定事務 対象児に1回	新1号	
	対象元に「凹	新2、3号	(保育を必要とする証明を添付)
	給付事務	償還払い又は代理受領	償還払い(原則)
	給付の都度	給付の方法、頻度・時期、具	体的な方法は、各市町村が決定

「確認」により、 預かり保育の実 施体制等を市町 村に報告するこ とになる。

制度スタート時は、園児全員の認定が必要となる

保育料については、園の事務負担を少なくし、かつ資金繰りに困難が生じないよう、毎月払いの代理受領方式を市町村に要望することが必要。償還払いになる場合は、保護者への直接振り込みを要望することが必要。(預かり保育については、利用日数がベースなので原則的に償還払いにならざるをえないと考えられる)

実施するかどうか自体が市町村の判断なので、市町村に実施を働き掛けることが必要

### (2)補足給付事業(地域子ども・子育て支援事業)

	副食費の実費徴収の免除・助成 (低所得者・第3子以降の子)
++ -1 - / / -+	実施の有無は市町村の裁量。
基本的事項	支給限度額(国制度は 4500 円)の設定、事務処理についても市町村の裁量
給付等の事務	償還払い、代理受領、直接支払
	給付の方法、頻度・時期、具体的な方法は、各市町村の裁量

2 決定しないといけない事項 新たに実施する必要がある食材料費の実費徴収関係 私学助成園で保育料に給食費を含めている場合 食材料費(主食・副食分)の実費徴収額 食材料費(副食分)の補足給付が実施される場合 食材料費の実費徴収額のうち副食分の内訳の額

3 市町村に要望することが望ましい事項 市町村内の園が連携して対応

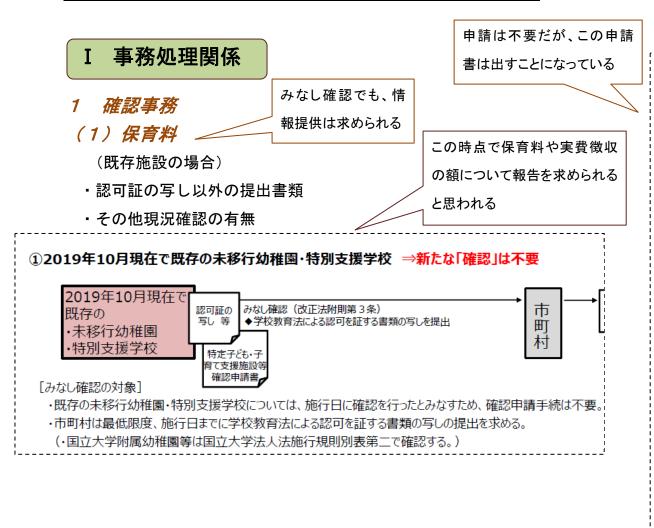
私学助成園の保育料の無償化について、毎月の代理受領方式の採用

私学助成園の食材料費(副食分)について、低所得者・第3子以降の子に対する補足給付事業の実施

給付事務の事務手続きや様式類について、近隣市町村(できれば都道府県内)で統一(必要があれば都道府県にも要望)

# 市町村に確認するべき主な事項 私学助成園

市町村から事務処理について説明があると思われますが、その際、主として次の事項を確認することが必要です。特に、給付に 関する事務処理方式については、市町村に委ねられている部分が多いので、留意する必要があります。



#### 園が記入し市町村に提出する書類

	号梢	法	(5	<b>第</b> 〇:	条	関係	()																							
								梨	÷7	Þ.	7-	L.	ŧ,		7.7	苔っ	- +	接加	行設	(	雑ま	を申	譜:	盐						
							_	- 15	. ^	_	,	_			, ,			120.71	E HA	, ,	т ра	u. 1	н13 1	_					_	
				+			t			+		H	t													年		月	日	
		ale m					F			4		F																	$\blacksquare$	
	ОС	ηπ	J M	1長			t			+		H														Н			+	
															_															
				+			t			+		H	+		申	請	石	F.	9T 1	± 1	担								$\overline{}$	
																			E	1										
				+			H			+		H	+						(また)	は名称	)	-							印	-
																		f	表プ	者氏:	名									
					_		177			_	_ ,	_						-6.777									_ \			
	子 以下															定に	よる	確認	を受	けた	110	りで、	同社	去第	5 8	条の	2 (	-基-	うき	
				T			İ						Ī																	
	申請	者に	-	目す.	る i	事項	Ĺ					L																		
								去人																						
						ſ						学法						学法。					(		社会	会福	扯法	人	1	
	彭	置	Ì	体		ļ						±			NI	0	法人			その	(他)	去人							J	
							+	去人				H	4	_															-	
		1. 007	-tv		_	_ (	L		個	人					任意	(世)	本												)	-
		世 学業者																												
ı	34	世	老			₹			_				Т			П													Т	
	事	5 業	者	0																										
		: /t F 務																												
	ß	î f	E	地		TE	L	:			-	_		-	-			1	ールアト	・・・レス	:									
									Г								7	リガナ												
	f	: 7	Ę	者		聊	支字	1									B	七名												
						d		F	H								-			年		貊			年		月	В		
	* 1	ラ雷オ	· 7	(1経%	: 古	_			_	各有	洪	A. 1	千亩	FIET (d	の場	合は	社会	、法)		日 団体タ	_	Z成  入1.7	くだ	さい.			/1	Н	_	
							ľ			Ï		Ĺ																		
	施部	₹•4	5 3	美に	関:	する	事	項	_							L					_						_		_	
									認	定	Ξ.	ども	園	1			幼科	<b></b>			特別	川支払	爰学村	交幼	稚部					
	施	6 設		事					認	可	外	呆育	施	設																
	岩和			の類					預	カ	ŋ 1	呆育	事	業	(在	園児	を対	(象)												
	19	B		***			t	П	_	時	稻:	3×1)	事	業	(在	園児	以夕	トを女	(後)											
							Н					育事						1											+	
	事業	開始	(子	定) 4	Œ			П	7179	兀	pk.	月季	釆		_	_			_	_										
ı	r :#K	月		,2,			_					_	_					年		月		H					_		_	
	(添	付書					t			J		t														L	Ė			
		1 2		:     員 <i>0</i>													書等									Г	Г		F	H
					15	U-70	`	土;	4)	7	4 <i>1</i> 5	·U	出り	DIV.	· — Ţ	린						者に								

### 園が記入し市町村に提出する書類

四金子(学-サスの 1	Address of the Control of the Contro	園が確認申請に添付する書
Was and AMENICAN I	(特定教育・保育施設以外の新設の認定ごとも間、幼稚園、特別支援学校幼稚部)	類だが、スタート時に既存施
紅 4 杜宁恭玄	「・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部)	)
概   特定教育 施設に関する事:		<b>/ 設にも求められる可能性が</b>
	□ 認定こども園 (子ども・子育て支援法第7条第10項第1号に規定する施設)	/
施設の種類	□幼保連携型□幼稚園型□保育所型□地方裁量型	<u>/</u> ある?
肥政の俚類	□ 幼稚園 (子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に規定する施設)	
	□ 特別支援学校 (子ども・子育て支援法第7条第10項第3号に規定する施設)	
名 称		
	T -	
所 在 地		
	TEL:	
施設の	職名 氏名	
管理者	A- E: 0777-	
	住所 月日 平成 年 月 日	
■営に関する事:	T	
	F)曜日(開園・開校している曜日すべてにレ点を入れてください。)	
	月月曜日 □ 火曜日 □ 水曜日 □ 金曜日 □ 土曜日	
2) 開園 (開校)		
平	日開園・開校時間※	
<u> </u>	日 ~ ~	
	曜 日 ~	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
0 〉 캠크 ㅡ ㅡ ㅡ		
3) 認可定員等 認 可 定 貞		
必可足り	子 松 柵 杓 子椒	(5)職員配置の状況
1) 利用料金等		職員数(※1) 常勤(※3) 非常勤(※4) 合計
	年額 月額 半期 その他	教員(※2)
2.育料		種事務職員
園料		別寄宿舎指導員
- の他 (		の その他 ( )
□ 有 (有σ	の場合は、以下も記入してください。)	内 訳 その他(
提口供	] 日曜日 □ 月曜日 □ 火曜日 □ 水曜日 □ 木曜日 □ 金曜日 □ 土曜日	合 計
事 日 □	7 その他( ) )	※1 特別支援学校の場合、幼稚部担当に限らず、学校全体の職員数を記載してください。
の 提供 口	] 自園調理 □ 外部搬入 □ その他 ( )	<ul><li>※2 園長、保育教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭・講師を含めてください。</li><li>※3 有期雇用職員を含めて記載してください。</li></ul>
食 食	1 食当たり 0円 □ 月当たり 0円	※4 実雇用(任用)人数を記載してください。(常勤換算は不要。)
の一世口	1 その他( ) 0円 —	
有 ・上記の	の食事代は、パンフレット等に記載している保育料に含んでいますか (流	於付書類)
	] はい	1 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し(国立大学法人立は不要)
□無		2 園則(学則)
	<del></del>	3 職員体制一覧 (職員の勤務の体制及び勤務形態)

本年 10 月以降の新規設立

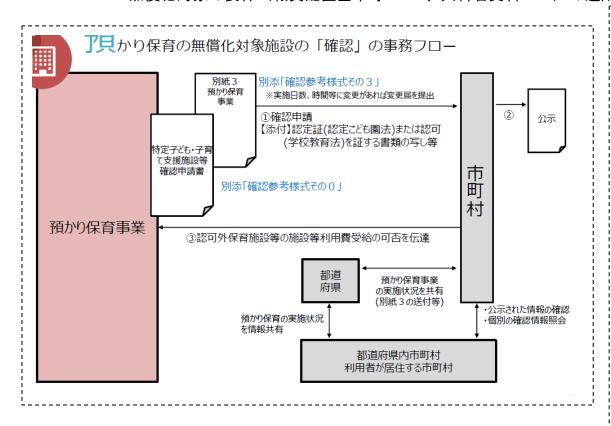
### (2) 預かり保育

に設定される

6月~9月の間

- 提出期限
- ・無償化対象の要件(職員配置基準等 P32、文科省資料 P38)の運用方針

園が記入し市町村に提出する書類



_	器参考様式その0 分号様式(第○条													-						
, .	771824 (370%	100 101		+ 🗁 🗕 183		<b>-</b>	بد جا	1	W +4	- =n	ArAr -	ole ≃T	ı eta e	*	_					
			书	寺定子ども	•	十	F)	文1	发加	也設	寺作	唯認	中	消書	ì					
						-											年	,	1	日
																	4-		1	н
	〇〇市町村長																			
						申	請	者	B	F 7	ΕJ	地								
									В			名								
										またに										印
										b =# =	k m.	to .								
									1	表表	3 17,	fi I								
	子ども・子育						定に	よるは	確認	を受	けた	いの	で、	同法	第	5 8	条の	212	基へ	ざき
	以下のとおり関	係書	類を	添えて申請し	/ま*	す。								-						
	申請者に関する	事項																		
•	, <sub>20</sub> 11 = 10, 7 %	_	法丿																	
		r		国立大学法	L.		公式	2.大学	法法	l		学校	法人			社会	⊹福和	止法ノ		7
	設置主体	H		株式会社		NI						)他法		$\exists$	_				-	Ш
				人以外																
		1		個人		任意	(団)	<b>k</b>												)
	設置者・																			
	事業者名※																			
	設置者·	₹		_																
	事業者の主たる																			
	事務所の																			
	所 在 地	TEI	L:	_		_				- <i>N</i> 7}	゛レス	:								
		職	左					フリ	ガナ											
	代 表 者	184						氏	名											
		住	所							生月		昭河				年	J	月	日	
	※ 設置者又は経営者	が株:	式会社	土、各種法人、任	意団体	本の場	合は、	社名、	法人					くださ	V١,					
				-										_						
	施設・事業に関	する			_		-					41	1.10	200.11		// Lun				
				認定こども	氫			幼稚	園			特別	支援	学校	幼科	<b>作部</b>				
	施設·事			認可外保育	施設															
	業 の種類			預かり保育	事業	(在	園児	を対	象)											
	A			一時預かり	事業	(在	園児	以外	を対	象)										
				病児保育事		Т								$\dashv$						
	事業開始 (予定) 年	-		/11ルドロザ:	74				Fer*		п									Щ
	月日	Щ				_			年		月		B							
	7 3 7 1 at at at a													+						
	(添付書類)					ter were a	or on a	\$2: AST												
	1 定款、			等及びその至 年月日及び住				雪哥												

利用料に食事・おやつ代が含まれて

### 園が記入し市町村に提出する書類

職員配置がチ

ェックされる

確認参考様式その3(預	かり保育)					$\bigvee$		
別紙3 預かり保育事	業)							
事業所に関する事項								
施設の種類	□ 認定こ	ども園	□幼稚園		特別支持	爱学校幼	稚部	
	□ 私学助	成(預かり保	育推進事業)					
	□地域子	ども・子育て	支援事業にお	ける一眼	寺預かり:	事業(幼	]稚園型]	[)
事業の種別	□幼稚園	における長時	間預かり運営	費支援事	丰業			
		援を受けていた			, ,,,			
名 称		WCXU CV	。· 口上于木					
名称								
所 在 地								
TEI	. :			ールアト゛レス	:			
事業の職	名		フリガナ					
管 理 者 ——			氏名	生年	昭和	1		
住	所			月日	平成		年	月日
運営に関する事項		- 4 mt - 5 mm						
預かり保育事業の利	用児里奴及	ひ職員配直						
						( 参	(者)	
				配置和	職員数	基準に	終考) (基づく 職員粉	
		預かり保育利 用児童数	職員の 配置基準	配置卵	Γ	基準に	基づく 職員数	- (参考) 在籍園児数
				配置項	うち 有資格者	基準に	基づく 職員数 うち 有資格者	
* 3 韓旧 (藩 3 韓	<b>児を今む</b>		配置基準	配置項	うち	基準に	基づく 職員数 <sub>うち</sub>	在籍園児数
3歳児(満3歳) 4・5〕					うち 有資格者	基準に	基づく 職員数 うち 有資格者	
			配置基準 20:1		うち 有資格者	基準に	基づく 職員数 うち 有資格者	在籍園児数
9 4 · 5 i	歳 児 計		配置基準 20:1		うち 有資格者	基準に	基づく 職員数 うち 有資格者	在籍園児数
全 4 · 5 i 合 iii	<ul><li>歳 児</li><li>計</li><li>児を含む)</li><li>歳 児</li></ul>		配置基準 20:1 30:1	_ 	うち 有資格者 数 一 一	基準に配置	基づく 職員数 うち 有資格者	在籍園児数
4 · 5 j	歳 児 計 児を含む) 歳 児 計		配置基準 20:1 30:1 20:1 30:1	_ 	うち 有資格者 数 - -	基準に配置	基づく 職員数 うち 有資格者	在籍園児数
4 · 5 j 合 3 歲児 (満 3 歲 4 · 5 j 合 長 3 歲児 (満 3 歲	歳 児 計 児を含む) 歳 児 計 児を含む)		20:1 30:1 20:1 30:1 20:1	- - -	うち 有資格者 数 	基準に配置	- 基づく 職員 うち 有資数 	在籍園児数
4 · 5 j 合 3 歲児 (満3歲 4 · 5 j 合 長 期 休 4 · 5 j	歳 児 計 児を含む) 歳 児 計 児を含む)		配置基準 20:1 30:1 20:1 30:1	_ 	うち 有資格者 数 - -	基準に配置	基づく 職員数 うち 有資格者	在籍園児数
4 · 5 j 合 3 歲児 (満3歲 4 · 5 j	歳 児 計 児を含む) 歳 児 計 児を含む) 見を含む)		20:1 30:1 20:1 30:1 20:1	- - -	うち 有資格者 数 	基準に配置	- 基づく 職員 うち 有資数 	在籍園児数
4 · 5 j 合 3 歲児 (満3歲 4 · 5 j 合 長期 休業 中	議児 計 児を含む) 議児 計 児を含む) 機関を含む) 機関と含む)		20:1 30:1 20:1 30:1 20:1 30:1	- - -	うち有資格者 数	基準に配置	- 基づく 職員 うち 有資数 	在籍園児数

	預かり保育事業						ユ	$\mathcal{A}$				=			L
ļ	曜日	登園	前			教育課	程	\ _			陷	國後	ź		
平		~					~	<u> </u>				~			
日		~					~					~			
		~				^	~					~			
長	曜日	預かり	時間				$\dashv$	曜日			預カ	3り時	間	_	_
期	PE H	2000	- G THG			t	k	PE H	-		1,5€75	~	1 led		-
休	***************************************	~				- E						~			-
業日		~	-		-	*	۹ ا		_			~			-
					_	*	土暗	量・日曜・初	祭日					_	Ī
							Ŧ					=			þ
2)	預かり保育事業		日数												Ļ
		平	日	長其	月休業日	休		日	合	言	+				L
£	手間実施 F 数						_								ļ
3)	食事・おやつの	提供の有無	<b></b>				+					$\dashv$	$\dashv$		t
	食事・おやつの		Ť				+					有	$\dashv$		4
		場合)加熱、	保左	等の部	理機能を	・右 する:	设储	昔の必要	生の有無	E			$\neg$		t
		の場合)加熱											-		
	(龙)安压用	· 2 · 300 LI / /JH 77:	i in	11.4.4	, that 522 19X HC	12 H 7	S III	× hH o > H 2	111			H	_		1
利用	料金						4								Į
1)	預かり保育事業	の料金													
			1 8	時間		1回		月相	驱		その	)他			
	平日														
	長期休業中														
	休日														
	や時間帯等により料														
※食事	4代及びおやつ代を預	かり保育の料金	と一体	的に保護	者から徴収	している場	合に	は、それを	除いた金	額を記	入して	てくだ	さい。		
0 /	<b>今声ルサバれり</b>	n / 4					+		_				-		ŀ
2)	食事代及びおや	1回			月極		+						+		ŀ
	食事代	1 [2]			71 192	-	+						$\dashv$		H
	おやつ代					+	+						-		H
	*0./L.>1/					-	+					$\dashv$	$\dashv$		H
設備	・面積						+						$\dashv$		H
	部屋の名称	保育	· 室ご	との受	入れ人数	等	$\dagger$	預かり	保育実施	$\vdash$		$\dashv$	$\dashv$		t
	たんぽぽ			1. 98		<u> </u>	m²	<b>但</b> 者	1英面籍	m²		$\exists$	$\dashv$		ŀ
							m²					$\dashv$	$\dashv$		ŀ
	ひまわり	人	×	1. 98						m²		_	$\dashv$		H
	<del> </del>	人	×	1. 98	m² =		m²			m²					L
	- No.						4								ſ
付書 1	: <b>類)</b>	初史 > じょ 同	明社: 年	1 7 2	、笛 1 TE 4	り担字に	F .	ス設司マ	け数字	- U-	F. (書) 3	上 答	2久4	笛 1	Ļ
1	即化一〇 り圏…	るとしても	国広身	71 (5	K 第 1 頃 0	ノ別化に	<u>ئە</u> د	シ配り入	Vよ配化、	_ < 9	1 国内	ム労・	0 米り	ijΙ	ľ
2	料金表及び利用	案内・パン	フレッ	,											

### (2019年5月30日国の自治体向けFAQより)

	預かり保育事業について、確認申請を審査した結果、関係する内閣府 令で定める基準を満たしていないことが明らかな場合は、確認ができな いことから、同事業は施設等利用費の対象外となるのですか。	幼稚園が実施する預かり保育事業については、認可権者等の所轄庁による指導監督により内閣府令で定める基準が満たされていることを前提として、書面による確認で足りることとしており、基本的に全ての関がこの基準を満たすことを想定しています。仮に、申請時に当該基準を満たさないことが明らかな場合であっても、その状況を所轄庁に報告した上で、その指導監督等により基準を満たしていただくことが基本となりますが、それでもなお基準を満たさない場合には、特定子ども・子育て支援施設等として確認はできないことになります。
預かり保 育事業の 確認	一旦、確認した預かり保育事業について、内閣府令で定める基準を満 たさないことが判明した場合、確認を取り消すこととなるのですか。	内閣府令で定める預かり保育事業の基準は、認可権者等の所轄庁による指導監督により満たされていることを前提としており、仮 に確認した後に同基準を満たさないことが明らかになった場合であっても、直ちに市区町村が確認を取り消すのではなく、まずは所轄 庁により同基準を満たすよう指導していただくとともに、必要に応じて子ども・子育で支援法に基づく勧告・命令を行っていただくことに なります。 ただし、例えば、所轄庁の再三にわたる指導や同法に基づく勧告・命令にも関わらず、事業者が同基準を満たす意向を示さないな ど、将来的にも同基準を満たすことが全く見込まれない場合は、確認を取り消すこともやむを得ないものと考えます。
	預かり保育事業の確認に関する内閣府令で定める基準は、保育を必 要とする者(無債化の対象者)を受け入れていない施設においても満た すことが必要ですか。	預かり保育事業の質を担保する観点から、幼稚園教育要領等の解釈の一環として、内閣府令で定める基準等の内容について、所 轄庁から指導監督いただくよう通知を発出する予定であり、保育を必要とする者を受入れていない施設についても、同様の基準を満 たすことが望ましいと考えております。
	預かり保育事業の確認の基準として、担当職員が「専ら預かり保育事業に従事する」というものがありますが、これは専任の職員の雇用を求めるものですか。	「専ら預かり保育に従事する」とは、担当職員が預かり保育事業に従事している時間は、預かり保育事業に専従するという意味であり、その他の時間に他の業務に従事することを妨げるものではありません。このため、例えば、教育課程担当職員が午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育事業を担当するような運用も可能です。 この場合、校務分掌や発令等により担当を明確にしておくことのほか、特に新制度幼稚園が一時預かり事業も受託している場合などにおいて、公定価格において必要教員として措置されている常動職員を一時預かり事業の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重給付とならないよう御対応いただくことが必要となることに御留意ください。
	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第3条に、新制度 未移行幼稚園・特別支援学校は、法の施行日に確認があったものとみ なすとしておりますが、この「みなし確認」について市町村は具体的にど のような手続きを行えばよいですか。	改正法財則第3条のとおり、未移行幼稚園と特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、基本的に確認手続は不要ですが、市町村は最低限度、法の施行日までに「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(別添「確認参考様式その0」)と、学校教育法による「認可を証する書類の写し」の提出を求めるものとし、その他市町村が必要と判断する書類を求めることは差し支えいものとします。 この「認可を証する書類の写し」とは、各都道府県が定める規則等に基づき、都道府県が認可を決定した際に申請者に通知した書面の写し等を想定しております。ただし、設置が古い園などで該当する書類を準備できない場合、市区町村は、都道府県が公表している設置認可の情報等を活用することでも構いません。 なお、国立大学附属幼稚園等については、法令により学校教育法上の幼稚園であることが明らかであることから、国立大学法人法施行規則別表第二に記載されている一覧により確認していただきたいと考えております。

教育課程 担当が、午後は 預かり保育 を担当で可

年に1回、現況確認が行われる可能性 あり(就労証明書の提出等)

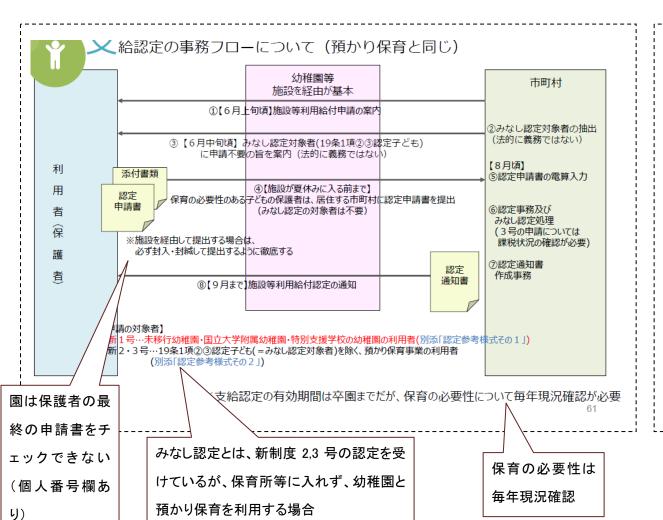
夏休み前までに設定される見込み スタート時は全員の認定が必要

### 2 認定事務

- 申請書の提出期限
- ・認定通知書の通知時期
- ・翌年度以降の保育必要の現況確認のスケジュール
- ・4月入園、満3歳入園の場合のスケジュール(何か月前に認定申請を出すか等)

夏4月入園の場合は2月頃に認定申請 の期限が設定される可能性あり 満3歳入園の場合はどうなるか? 保育料のみ の場合(新 1 号)

保護者が記入し市町村に提出(園経由)する書類



包先)(	子育ての 〇〇市町村長		の施設等	利用網	合付認	定・変	<b>E更申請</b>	퇔(法第	30条	の4第1	1号)	
【申請に	こあたって同意し	ていただく	事項】									
	も・子育て支援?  覧又は資料の提信		)3において準用・ とがあります。	する同法領	第16条の	規定に基づる	*、施設等利用組	計付認定の審査	をに当たっ	て、官公署	に対し必要	要な文書
	書等に記載したF ます。	内容は、施設	と 等利用給付認定	や施設等和	利用費の支	合に関する作	青報として必要と	:認められる	場合に、施	設・事業者	に提供する	ちことが
3. 子ど	も・子育て支援	去第30条⊄	)11の規定に基	づき、施設	<b>没等利用費</b>	は、認定を5	<b>受けた保護者に付</b>	こわり、特定-	子ども・子	育て支援提	供者に支給	合される
4. 新年			8定事務が集中し					子ども・子	育て支援法	第30条の	5第5項の	の規定に
			で審査結果のお は、施設等利用給(				-					
	希望日現在で、- ません。	子ども・子育	『て支援法第7条』	第10項第	育4号ハのi	改令で定める	5施設(企業主導	(型保育事業)	の利用が	ある場合は	、本認定0	り申請は
!上のこ	ことに同意し、幼科		のための教育・保									
	を希望(幼稚園や 等利用給付に係る		学校の預かり保育 記ます。	事業(※1	)は利用し	ない) するの	で、子ども・子育	で支援法第	30条の59	第1項の規	定に基づき	き、次のと
. 預か	り保育事業とは、	当該幼稚園	等が実施する預:  利用可能な認可:				<b>寺間を含み提供</b> 町	開数が8時間	開未満また	は②年間開	所日数200	日未満の
v - 9 .	4077-0736 IT IC BK:	1100000	- 11/11 11 80 14 80 11/	I I I ME R	X C D OF A							
						初宁	A.切口 (佐初	利田賜私	<b>-</b> )		Æ H	
	フリガナ	1				認定者	希望日(施設 〒	利用開始	日)		年 月	П
	フリガナ				申請	認定者		利用開始	日)		年 月	l F
意申	フリガナ			印	申請 子ども との続柄	認定者	現住所 現住所が市外の	場合	日)		年 月	I F
□申 ※請		※ 白著の場合!	<b>壮印は不要です。</b>	即	子ども	認定者	現住所	場合	日)		年 月	I F
口申 来請 所者	氏名		の連絡先(電	話番号	子ども との統柄		現住所 現住所が市外の市内転入後の	東れる順	- '	~て下さ!	<i>\\</i> `.	
口申 来請 所者				話番号	子ども との統柄		現住所 現住所が市外の 市内転入後の	場合 主所 〒 取れる順	- '	て下さ!		母携帯母動務先
(窓口来所者) 子申請者 申	氏名		の連絡先 (電	話番号 ② (注:	子どもとの続柄)		現住所 用住所が市外の市内転入後の 東に連絡の	場合 主所 〒 取れる順	- '		文 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	母携等 母勤務先
口来所者) 子ど)申請者 申請者	氏名		の連絡先 (電	(話番号) ② (統) ) ***	子どもとの統柄 ) 見住所	* 4	現住所が市外の市内転入後の 市内転入後の 産実に連絡の 文階等・ 品野 文階等・ 品野 なの格氏・ 品類 ロモ・その他(	場合 主所 取れる順 <sup>番</sup> (3)	に記入し		文携帯・ 文駒寄先・ 白宅・その他	母携等 母勤務先
口来所者) 子 レ申請者 申	氏名 ① フリガナ		の連絡先 (電	(話番号) ② (統) ) ***	子どもとの続柄 )	* 4	現住所 用住所が市外の市内転入後の 東に連絡の	場合 主所 〒 取れる順	- '		文携帯・ 文駒寄先・ 白宅・その他	母携等 母勤務先
口来所者) 子ども 申請者 申請	氏名 ① フリガナ 氏名	日中	の連絡先 (電	(注:	子ども核柄  )  見住所   情報を異なる  合介の必定数  年月日	* 4	現住所 〒 現住所が市外の市内転入後の市内転入後の 塩実に連絡の 文階等・ 間 公衛院を・ 同時 日本・その他(	場合 単注所 取れる順 ※ ※ ※ ※ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	に記入し	個人番号	V 。	母携帯 母駒筋先 3 ( )
中請者 中請 申請	氏名  ①  フリガナ  氏名  含む)する幼稚園	日中	の連絡先(電 交換等・母換等 交換務先・母換務 自宅・その他(	(注:	子ども核柄  )  見住所   情報を異なる  合介の必定数  年月日	* 在	現住所 〒 現住所が市外の市内転入後の市内転入後の 塩実に連絡の 文階等・ 間 公衛院を・ 同時 日本・その他(	場合 単注所 取れる順 ※ ※ ※ ※ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	に記入し	個人番号	V 。	母摘者 母勤務先 3 ( )

場合(新 2,3 号)

### 保護者が記入し市町村(園経由)に提出する書類

無認可等と3階建てで 利用する者のみの欄

時間就労

申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)

求職活動中であることを証明するもの(参考様式として今後変更の可能性あり)

保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認定参考様式その9)

12

	ш
3号(満3	_
歳 ~ 翌	
4/1 まで。	
住民税非	
課税)該	L
当者のみ	
個人番号	
記載	ſ

	/	/									/
		(第○条関係)	【認定参考様式その2】 入・封線」、封筒に氏名を記入	して提出して下さい。				ども園・特別支援学校幼稚部を	利用する(予定含む)方は記入し	て下さい。	
1 50	ш->/-	- Colonial Charles and Colonial Colonia	A TIMO TIMICE II COO	o chemo e i co o	年	月 日	フリガナ		所在地	〒 — 1≊1	
	子育	fてのための施設等利用約	合付認定・変更申	<b>請書(法第30</b>	条の4第2号・第3	3号)	施設名		利用開	始予定日 年	月日
(宛	七) (	○市町村長								<u> </u>	
		あたって同意していただく事項】	7 回込 / 1 0 / 5 の日 / 1 7 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1	the state of the s	*******	No me No col 44-e	認可外保育施設	フリガナ	<ul><li>業、子育で援助活動支援事業を 利用するサービス</li></ul>	利用する(予定含む)方は記入して下	
	状況の	<ul><li>・子育て支援法第30条の3において準用する り確認に当たって、官公署に対し必要な文書の</li></ul>	閲覧又は資料の提供を求めるこ	とがあります。				施設名	の種類 認可外・ 一時預かり	所在地	利用開始予定日
2.	申請領	替等に記載した内容は、施設等利用給付認定や崩 け。	を設等利用費の支給に関する情 を はいますが、	報として必要と認められる	る場合に、施設・事業者に提供で	することがあ			病児保育・子育て援助さ		年 月 日
3.		<ul><li>・子育て支援法第30条の11の規定に基づき あります。</li></ul>	き、施設等利用費は、認定を受	けた保護者に代わり、特別	定子ども・子育て支援提供者に	支給される場			動 認可外 ・ 一時預かり	TEL: -	
4.		夏4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査 最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせ		日に関わらず、子ども・	子育て支援法第30条の5第51	項の規定に基			病児保育・子育て援助活動	F TEI .	年 月 日
	申請内	内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付額	忍定を取り消すことがあります						認可外・一時預かり		
6.	認定を	6望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第1 せん。	1 0 項第 4 号ハの政令で定める	施設(企業主導型保育事)	業)の利用がある場合は、本認)	定の申請はで			病児保育・子育で援助? 動	TEL: -	年 月 日
一時	預かり	とに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由事業、子育で援助活動を持ちませた。	業の施設等利用給付認定を希						<ul><li>認可外 ・ 一時預かり</li><li>病児保育・子育て援助を動</li></ul>		年 月 日
	預かり	<b>おり施設等利用給付に係る認定を申請します。</b> )保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり	)保育事業が、①平日、教育時	間を含み提供時間数が8時	時間未満または②年間開所日数2	200日未満のい	保育を必要とす	る理由に応じて記入して下さい			
	ずれた	nの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育		望日(施設利用開始	<b>治日</b> ) 年	月日		□ 居宅外労働	計親の状況	□ 居宅外労働	父親の状況
		フリガナ		現住所	一 — —	Д П	就労	□ 自営 ⇒ □ 自3		□自営 → □	〕 自宅 □ 中心者
285	申	IT. A	申請子ども				種別	自 <sup>3</sup> □ 内職 □ そ <sup>6</sup>	を以外 □ 協力者 <b>□</b> 協力者 <b>」</b> の他: (		自宅以外   協力者     その他: ( )
	申請	氏名 ※ 自署の場合は印は不要です。	印との続柄	現住所が市外の場合 市内転入後の住所			- 通勤手段	通勤主郎 徒歩・自転車・バス	・自動車・電車・その他(	) 法典エn 徒歩・自転車・	バス・自動車・電車・その他()
所者	者	日中の連絡先(電話		and the same of the same of the same	順に記入して下さい。	F · 任横帯	就 時間 労	※ 後数手段かめる場	合は全てに○をつけて下さい。 往復時間を記入して下さい。)	** 慢級手段かる	っる場合は全てに○をつけて下さい。 → (往復時間を記入して下さい。)
			2	文病者 ・ 均病者 文勤務先 ・ 母勤務先 自宅・その他 ( )		<ul><li>母勤務先</li></ul>		□ 無 □ 有 ⇒ <u></u> 就労先名:		□ 無 □ 有 ⇒ _ 就労先	
子	申	フリガナ	現住所 申請者と長なる	-	個人番号(マイ	ナンバー)	前年1月 1日以降	□ 有 ⇒ 就労先名:     就労期間:	から	① 就労期	間: から
<i>€</i>	請	氏名	場合のみ記載 生年月日	年 月	В		の転職	就労先名: 就労期間:	から	② 就労先	
		□ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に		1日を経過して1、7/205	左記で第3号に該当し、 世帯に該当する場		妊娠・出産	□ 無			, n-9
認定	種別	□ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に			下の口にレ点を付けて	て下さい。	(申請時点) 疾病・障害	<ul><li>□ 有 ⇒ (予定日)</li><li>(疾病・障害名)</li></ul>	年 月 (手帳交付)	(疾病・障害名)	(手帳交付)
		該当する□にレ点を付けて下さい。			□ 市氏祝所得割非課机	見に該当	等 企 被介護者名		□ 有 (申請子どもとの続柄:	無	□ 有 □ 無 (申請子どもとの続柄: )
	を必 する	(子から見た被柄) 父・母・その他( )	辰	□ 災害 □ 求職 毎日 □ 活動等	□ 就学 □ その他 (	)	介 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		(中調子ともとの物的:	,	(中調丁ともこの物間: )
	由	(乙小に日本鉄網)			口 並常 口 るの始 (	`	看 受診等	<ul><li>□入院中 通院(月・ □通所・通学(週</li></ul>	週 回) 回)	<ul><li>□入院中 通院(</li><li>□通所・通学(</li><li>週</li></ul>	月・週 回) 同)
		父・母・その他( ) 就労 □ 牡ೂ	☆ 日 一	□ 災害 □ 求職 □ 活動等	□ 就学 □ その他(	,	護の状況	施設名(	)	施設名(	)
	「認定	種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下る	きい。				災害復旧	災害の状況:		災害の状況:	
		の 現在の住所 (母親) □ 現住所と同じ		(父親)	所と同じ		求職活動等	活動の内容:		活動の内容:	
	希望日	o o			77 C P4 C		通学手段		・自動車・電車・その他(		バス・自動車・電車・その他 ( )
<b>※</b> 3	,,	□ 現住所と同じ			所と同じ		- 時間		合は全てに○をつけて下さい。 往復時間を記入して下さい。)		っる場合は全てに○をつけて下さい。 → (往復時間を記入して下さい。)
<b>※</b> 2.		現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町 書など)を添付して下さい。	村で発行される前年(前々年)1	月1日を賦課年度とする市	「町村民税所得割額がわかる証明	書(課税証明	就 就学の 目的	□ 卒業後就労する	ため □その他(	) □ 卒業後就労す	-るため □その他 ( )
同居	者を全	員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認 フリガナ	中請子ども	場合に、父母及び生計のロ 七年月日	就労・通学・通園先	要介護認定又は 障害者手帳	学期間	年 月	日まで	年	月 日まで
生	_	氏名 氏名	との統柄 個人番号		又は単身赴任先		卒業後の予定		]週 日、1日 日	寺間就労 (就労日数・時間)	□週 日、1日 時間就外
<b>√</b> 0	申請	1	平成 作和	羊 月 日		口有	の予定	保育を行うことが困難と認めら	」月	保育を行うことが困難と認	□月
47	子ど	2	個人番号 大正 昭和	年 月 日	1	□有	その他				
者	ŧ,		# 成 仓和 個人番号	中 月 日		+	NE CLARGE COL				
番	の保	3	1 44 40 6	年 月 日	1	□有		<u>下の中から該当する書類を添付</u> ☆労されている方(予定を含む)		対証明書(就労内定の場合はその証	明を受けて下さい)
に	≘在	4	個人番号			□有		外自営、親族経営等の自営を含		労状況申告書、自営の証明書類の写	
<u>خ</u>	殴者及び		平成 仓和 個人番号	年 月 日				方(出産前8週間・後8週間に 校に在学中の方		*子健康手帳の写し(氏名と出産予定 :学証明書(入学予定の場合は合格通	
付け	び	5	1 10 100	年 月 日	†	□有	4 保護者が非		∄.	:断書	
下	同居	6	個人番号		1	□有	5 保護者が隔	害をお持ちの方	1	保健福祉手帳の写し	5方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害
さい	者		大正 昭和 平成 仓和 個人 米 号	年 月 日				- 唯一 ているち		「付を受けていない方…診断書 日立書及び6弾が必要であることがよ	かる書類(勢振書 介曜保除証の写1 笙)

保護者が介護している方

保護者が求職中の方 認可外保育施設の利用を希望される方

□有

<必ず裏面も記入して下さい>

保育必要 の事由 (どれか にチェッ ク)添付 書類必要

#### 国 FAQ 保護者への直接払いが原則

### 3 給付事務 (1)保育料

109 に支払うことは可能ですか 対する支 ж

│ 施設等利用費を償還払いする場合には、認定保護者など申請者本人に直接支給することが原則となります |情により認定申請者以外の者を給付の受取人とする場合や、幼稚園等の施設を通じて認定申請者に支払う場 取人(幼稚園等を含む。)が認定申請者から給付金受領等に関する委任を取り付けておくことが必要となりま

無償化の給付方式

:償還払いか代理受領か

: 償還払いの場合、給付は保護者への直接振込みか(手数料は市町村持ちか)

: 給付頻度(年何回の給付か)

償還払いの場合 何ヶ月をまとめて請求するか?

代理受領の場合 月1回の交付、何ヶ月かまとめる場合は前払いでないと、園の資金繰りに支障をきたす

- 具体的な事務フロー(国が示しているフローとは異なる可能性あり)
- ・償還払いの場合、在園児名簿の提出は必要か?

保育料については、償還払い方式ですと、保護者にとって無償化を実感しにくいこと、新制度と同じ方式である方 が理解されやすいこと、特に園経由で支払う場合、多額の現金を園が扱うことになりますことから、早く市町村と協 議し、代理受領方式を採用するよう要望するなどの対応が必要です。また、代理受領の場合、市町村から園への支払 の頻度が少ないと資金繰りの問題が出るため、**月に 1 回の交付などを要望**することも重要です。(償還払いになる場 合は、保護者への直接振り込みを要望することが必要)近隣市町村で方式が異なると事務が煩雑になるため、必要に 応じ、都道府県に運用をそろえるよう要望することも考えられます。

預かり保育については、通常、償還払いになると考えられます。

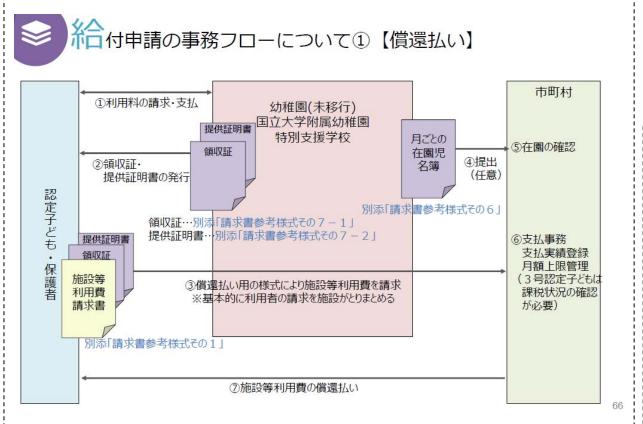
#### 国FAQより

還払いを望む場合もありえると思いますが、施設等利用費の請求・支払 い方法は、市町村が決定してよいのでしょうか。

施設等利用給付についても、法第30条の11第3項により法定代理受領が認められていますが、支払方法については、 の在籍数や施設等利用料と月額上限額の差額等に応じて、最も効率的と考えられる支払い方法を、市町村と特定子ども・子育て支 支払方法は、 市町村が園 と事前に調 整して決定

法定代理 受領

### (1-1)償還払い



名簿の提出を求めるかど うかは市町村の裁量

#### 園が記入し市町村に提出する書類



### 保護者が記入し市町村に提出(園経由)する書類

【請求書参考様式その1】

第○号様式(第○条関係)

!		請求日 年 月 日
ļ	(宛先) ●●市町村長	
<u> </u>	施設等利用費請求書(償還払い)	用)
	私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学	:校幼稚部の施設等利用費
į	【 年月~ 年月分請求用	∄]
į		
į	私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、	
į	一て、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。	込んで下さい。
<u> </u>	1. 申請者と認定子どもが、●●市内に居住していることを●●市が住民基本台	帳で確認すること。
	2. 実際に利用していることを●●市が対象施設に確認すること。	
!	3. 利用料の支払い状況を●●市が対象施設に確認すること。	
!	4. 課税状況を●●市が確認すること。	
!		
!	1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)	
- :	フリガナ	
園で記入でき	認定 子ども 住	
図で記入でさ	氏 名 印 炭 機柄 住所	
る項目は、あ	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です 電話:	
るなりは、の		
らかじめ記入	2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)	
うかでは一門人	忍定種別(法第30条の4) □ 第1号 □ 第2号 □ 第3号 認 定 番 号	
しておく方法	生年月日 年 月 日 フリガナ	
O C 03 (73 /A	年月日~年月日の間の住所 氏 名	
もある	□ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した □	
007 0	上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入	年 月 日
	3. 在籍する幼稚園等について記入	
:	ア ガナ 所 在 地 〒	
	幼 稚 園 等	
	名 称 電話:	
	契約している利用料(何れかにレを 記入し金額を記入)※1	円 □ 間 円-
:	年 月 日~ 年 月 日の間の在籍状況 □ 期間中在籍 □ 途・	中入園した 🗆 途中退園した
:	上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入	年 月 日
:		★該期間の月数で除して、当該利用料で下さい。  「下さい。」  「おいっとは、当該利用料」で下される。  「おいっとは、当該利用料」で下される。  「おいっとは、当該利用料」では、当該利用料では、当該利用料では、当該利用の月数で除して、当該利用を対象して、当該利用料では、またがは、またがは、またがは、またがは、またがは、またがは、またがは、またが
!	の方領領ヨガを発足し、方領側の口にして記べし、発足した方銀行ヨガを記べし	Cl.ev.
!	4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※2)	
	金融機関名 預金種目	□ 普通 □ 当座
ļ [	銀行・信用金庫 支店 口 座 番 号	
į [	農協・信用組合 出張所 口座名義(カタカナ)	
į [	※2 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出し	<u>、てください。</u>
; [		<裏面も記入して下さい>

金額は、保護者が記 入(提供証明書から 転記)するのは難し く、園で記入し、保護 者に確認してもらう 方がよいと考えられ

. 旅	設等利用費の償還払い請求の内訳を記入
-----	--------------------

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a) ※3 入園年月日( 年 月 日) 入園料( 円) 今年度分の支払っ 支払った 請求額 た入園料の 月額利用料 支払額合計 月額上限額 利用年月日 (dとeを比較して 月額換算額 (保育料) (d=b+c) (e) <u>%</u>6 小さい方) (b=a/12) \*3 \*4 (c) %3 %5 年 月 年 月 円 年 月

※3 上記で記入した入園料や保育料について支払いを証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書 類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※4 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除して下さい(10円未満の端数切り捨て)。

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料 の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※6 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用 始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。 (月額上限額:25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

注)本参考様式は、償還払いの頻度が年4回(3か月毎)の場合としています。

従って、3か 月分を記入 する表として ある(年何回 払いにする かは市町村 の判断)

# 園が記入して保護者に発行する書類

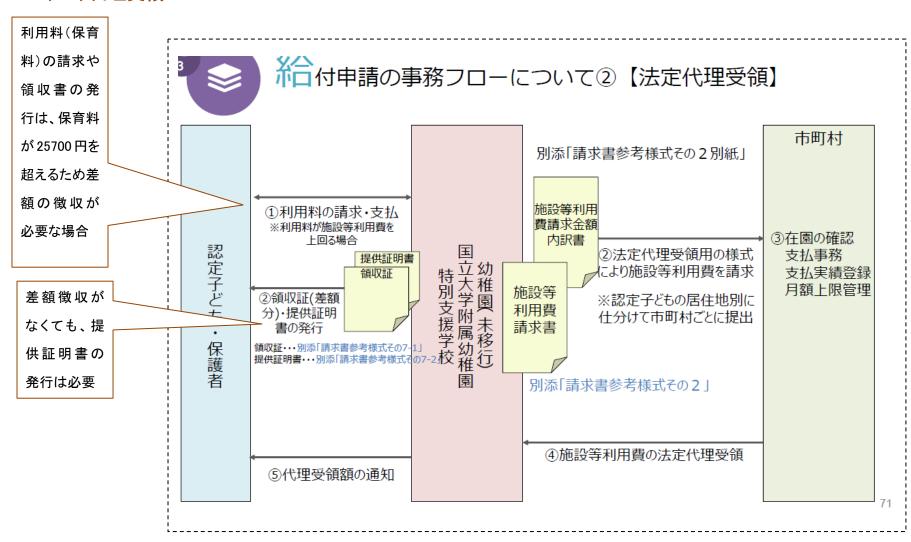
保護者が市町村への請求(園経由)時に写しを添付

提供時間帯は園の標準的な時間 帯。費用は実際に徴収する金額

らの表しいでは、	【請求書参考様式その7	-1-1]									7			
		年	月日	第○号様式(第○	条関係)	【請求	書参考様式	<b>だその7</b> -2】			' 			検討中資料
特定子	- ども・子育て支援の打	是供に係る領収証			#	寺定子ども	・子育	て支援機	是供証明	書				
,,,=,	()、国立大学附属幼稚園、特別3		育料・入園料等)			【令	和年	月分	1					
					15	定子ども				Щ ,				
納入者	様			認定		Eの続柄 認: 子と	z z y z z z z z z z z z z z z z z z z z					_	去第30条の 4 0 1 号 □ 第	の認定種別 2号 □ 第3:
										<i>V</i>				
ただし、特定子ども・子	育て支援利用料(年	月分) として		(以下の記載	は、「支援の内容」、「提供した日(打	提供日数)」.	「提供時	間帯」、「	費用」がわ	かる書類	の添付をも	って替;	えることす	5可能)
	設置者	全 称		特	定子ども・子育て支援の内容 注)口にレを記入		提供した	:日(提供日	数)		提 ※	供時間	带 1	費用※2
	主たる	事務所		□ 幼児教育(	認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	B	~	B			:	~	:	F
	の所	在 地		□ 認可外保	育施設	B	~	В			:	~	:	F
	代表者		£D .	□ 預かり保	育事業	B	~	В	(	日)	:	~	:	F
	施 設・ の 名			□ 一時預か	り事業	B	~	В			:	~	:	F
特定子ども・		円 (下記①~③0	の合計館)	□ 病児保育	事業	B	~	B			:	~	:	F
利用料の	領収金額	H (FED. 50)	グロ計額)	□ 子育て援	助活動支援事業	B	~	В			:	~	:	F
【特定子ども・子育て	支援利用料の内訳】			※ 1 提供印	寺間帯は、標準的な利用時間帯の記入で	も可。								
	用料(保育料)として		H O	※2 費用	は特定子ども・子育て支援利用料の額を	記入。								
2. 入園料(納入月			円 ②											
	:納入があった場合は入園月し かり保育事業の利用料として		円 ③	上記のとま	おり認定子どもに対し、特定子ども・子	-育て支援を携	供したこ	とを	設置者名	称				
(預かり保育事			1,					主た	る事務所の	所在地				
						年 月	В		代表者職氏	名				Ø
	[支援利用料以外の領収金額]								施設・事業	所				
日用品、又房具、作	行事参加費、食材料費、通園	<b>达</b> 型實等	円						の名称					

実費徴収額等を一括徴収して いる場合には区分して記載

### (1-2)代理受領



### 園が記入し市町村に提出する書類

○号様式(第○条関係) 【請求書参考様式その2】												
請求日年	月 日											
(宛先) ●●市町村長												
施設等利用費請求書(法定代理受領用)												
私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部が 施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合												
【    年  月分】												
私 (請求者) は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の 3項の規定に基づき、●●市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用 記の通り申請します。												
なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。		Ш		Ш		【請求	書参:	考様式その2別紙】				
1. 実際の利用状況等について●●市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。		第〇号	操式(第0	)条関	係)		Щ				枚	]/ 枚
2. 利用料の請求・支払い状況を●●市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。						施設等利	川用名	<b>費請求金額内訳書</b> 年 月分】				
3. ●●市の要請・質問等に対応すること。		※施	設等利用書	請求令	会額の内訳となる認定子ども全	<b>                      </b>		中 月万】				
					フリガナ		園の割	契約状況	月途中の	入退園	入園料月額換算額	月額利用料(保育料)
1. 特定子ども・子育て支援提供者(請求者)		No.	生年月	н -		契約形態・	. ETT -> >	今年度分の入園料が			(b=a/12) ※3 ※4 利用料合計	(c) ¾3 ¾5
		<b>]</b>	11/4	-	認定子どもの氏名	契約している利用料	4	発生している場合に記入	レ及び入 園)日を		(d=b+c)	月額上限額(e) ※6
フリガナ 請求者の 所属団体		$\vdash$				※1 □ 月額契約		※2 ・入園日 年 月 日	ロなし	HUV	請求額(dとeを比	較して小さい方)
特定子ども・子育		-	年 月	н		□ 日額契約	円		□ 入園(	日)	円	
て支援提供者氏名 印 請求者の (請求者)			1 21	-		□時間契約	1,1	(納入金額 円)	□ 退園(	日)		円
(前水石)   役職名等		$\vdash$				□月額契約	_	· 入園日 年 月 日	口なし	-  /	円	
2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所			年 月	日		□日額契約	円	·入國料 □ 有 □ 無 (a)	□ 入園(	日)	円	
フリガナ 所在地 <sup>〒</sup>						□時間契約		(納入金額 円)	□ 退園(	日)		円
		П				□月額契約		・入園日 年 月 日	□なし		円	円
幼稚園等の名称 (市外の場合 のみ記入)			年 月	日		□日額契約	円	·入園料 □ 有 □ 無 (a)	□ 入園(	日)	円	円
党が記入) 電話:						□時間契約		(納入金額 円)	□ 退園(	日)		円
フリガナ 所在地 〒		Ш				□月額契約		・入園日 年 月 日	□なし		円	
) TILL		ЦΙ	年 月	日		□日額契約	円	- 1 1 (a)	□ 入園(	日)	円	
幼稚園等の(市外の場合)	H	Ш				□時間契約		(納入金額 円)	□ 退園(	日)		円
運営団体名のみ記入)		_				□月額契約		・入國日 年 月 日	□なし		円	
電話:		-	年 月	日		□日額契約	円	I   I   (a)	□ 入園(	日)	円	
3. 施設等利用費請求金額		$\vdash$				□ 時間契約		(納入金額 円)	□ 退園(	日)	-	円
請求する 年 日公  東		$H \mid$	年 月			□月額契約□□月額契約□□	III.	· 入國日 年 月 日	口なし	日)	円円	
年 月 分 請 求 金 額 円 一		$H \mid$	平 月	p		日額契約日時間契約日日	H	· 入屬料 口 有 口 無 (a) (納入金額 円)	□ 入園(	日)	H	<u> </u>
4. 施設等利用費請求金額の内訳		<b>※</b> 1	利用料の割	定が月	単位を超える(四半期、前期	17.47	料を当	( 解) 八並領   円 / 円 / 円 / 円 / 円 / 円 / 円 / 円 / 円 / 円			算定し、月額欄の□に	
別紙「施設等利用費請求金額内訳書(第○号様式)」のとおり					八して下さい。	5八の1回約229641 マ	. ты v ·	1 1 国的 [++,	111 - 7 5			
		<b>※</b> 3	涂中入退開	の場合	は、12ではなく当該年度の右	E籍月数で除して下さい(10F	円未満	<ul><li>は、入園料「有」でその金額を記 の端数切り捨て)。</li></ul>				
5. 振込先(※1)		<b>※</b> 4	利用料の割場合は切り	定が月	単位を超える(四半期、前期	J・後期など)場合は、当該	料用米	計を当該期間の月数で除して、系	川用料の月額	相当分を	算定して下さい。 (10	円未満の端数がある
金融機関名 預 金 種 目 □ 普通 □ 当座		<b>※</b> 5	月の途中で	利用網		(退所日までの平日開所日数	t÷その	)月の平日開所日数、月途中で利	川用開始する	場合は、	月額上限額×入所日以	降の平日開所日数主
銀行・信用金庫 支店 口座番号 リー					「日数として下さい。 700円、国立大学附属幼稚園	248 700円 国立士学附属性	制字科	<sup>8</sup> 学校け400円)				
農協・信用組合 出張所 口座名義(カタカナ)			VI BRILIE	шқ. 40,	10011、国业八于阳周列推图	140,100口、国业八子附属符	1/1/X-12	x +1X14400   [7]				

法第30条の4の認定種別 □ 第1号 □ 第2号 □ 第3号

費用※2

円 円

差額徴収がなくても(保護者から徴収

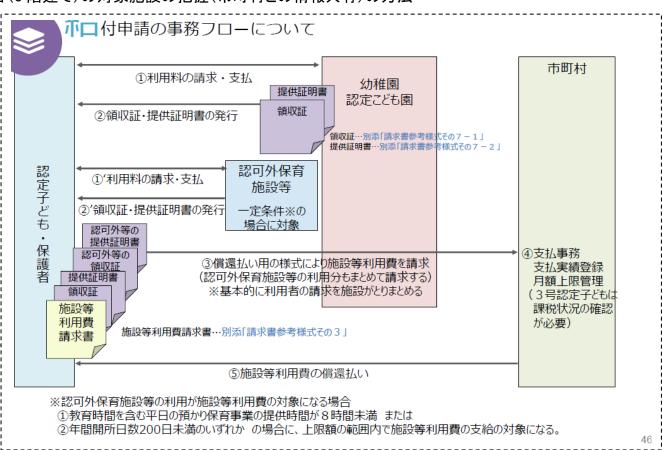
### 園が記入し保護者に発行する書類 園が市町村への申請時に写しを添付

○号様式(第○条関係)	【請求書参考	様式その7ー	1-1]									してし	ハなく	ても) チ	È汀					
				年	<u> </u>	月日					L		7						]	
特定子	ども・子育て	支援の提	供に係	る領収割	Œ															
私立幼稚園(新制度移行園除く	)、国立大学附属幼	稚園、特別支持	<b>曼学校幼稚</b>	部の利用料	(保育料	・入園料等)	第○号様式(	第〇条関係)				請求書	参考様式-	その7-2】						検討
											特定子	ども・	子育	て支援技	是供証	明書				
納 入 者	様											【令和	年	月分	]					
								フリガナ			認定子ども との終柄		フリガナ						法第30条の4	4 の認定科
ただし、特定子ども・子青	育て支援利用料(	年	月分)	として			認定 保護者	氏 名			208M	認定 子ども	氏 名					□ 第	第1号 🗆 第	第2号 [
																			+	$\perp$
		設置者	名 称				(以下の	記載は、	支援の内容」、「打	是供した日	(提供日数	) ] ,	「提供時間	間帯」、「	費用」が	わかる書類	頁の添付を	もって替	*えること	も可能)
		主たる事の所有	務所						も・子育て支援のF	內容		ŧ	是供したE	3(提供日	数)		提 ※	供時間	1 帯	費用
		*> />   3	. 76				□ 幼児	枚育(認定こ	ども園・幼稚園・特別	支援学校)		日	~	日			:	~	:	
		代表者職				ED	□認可	外保育施設				日	~	日			:	~	:	
		施設・事の 名	業所称				□預か	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				日	~	В	(	日)	:	~	:	
44.4							□一時	 預かり事業				日	~	B			:	~	:	
特定子ども・利用料の			円	(下記①~	- ③の合	計額)	□ 病児	保育事業				В	~	В			:	~	:	+
【特定子ども・子育て	支援利用料の内部	21					□ 子育	て援助活動	」支援事業			В	~	В			:	~	:	
1. 当該月分の利用						H ①	<b>※</b> 1 ∄	是供時間帯	は、標準的な利用時	間帯の記入	くでも可。									
2. 入園料(納入月	に記入)として					円 ②	※ 2 事	費用は特定	子ども・子育て支援	利用料の額	質を記入。									
	納入があった場合		2.				1.00	n 1. 4a la ##		ウフレオ	7***	S → . 40 44-	1 4 1.	<b>.</b>						
3. 当該月分の預か						円 ③	上記り 証明しま		正士ともに対し、将	正十とも・	· 丁育(又1	友 乞 1年1共	したこと	€	設置者:	名称				
(預かり保育事	業の利用日数	日)												主た	る事務所	の所在地				
											年	月	В		代表者墹	氏名				
【特定子ども・子育て 日用品、文房具、行			迎費等			н									施設・事の名を					

### (2) 預かり保育

- 給付頻度(年何回の給付か) 何ヶ月をまとめて請求するか?
- ・具体的な事務フロー(国が示しているフローとは異なる可能性あり)
- ・領収書の発行は、保育料と別でもいいか(参考様式では1本化)
- ・保育を必要とする者(住民税非課税以外)の満3歳(新1号)→翌年4/1(新2号)の認定替えの手続き
- ・途中変更の場合の手続き(新1号(保育を要しない)→新2号(要する)等)
- ・認可外保育施設等を併用する場合(3階建て)の対象施設の把握(市町村との情報共有)の方法

認可外との3階建の場合は、認可外の利用料も合算して請求。園が、取りまとめて市町村に提出。(標準教育時間後に、園の預かり保育を利用せずに認可外を利用した場合も同じ)



### 保護者が記入し市町村に提出(園経由)する書類

第○号様式(第○条関係) 【請求書参考様式その3】	l e	<del>/.</del> 41	金属の器	t) () (	D 会車器 N か に 表現	可以 伊夸	佐=55竿の利田豊の	<b>農場もした呼はる</b>	とができる場合は記	7 ( > 2 )
請求日 年 月 日	Э.				末月争来以外に減り 切れない数の施設・					A(%2)
(宛先) ●●市町村長					りがいるないないがには、	尹未でで.	用のご場合は、小口		010	
施設等利用費請求書(償還払い用)	H		リガ	7			所 在	地		
幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費	1	1 /// 100	設	•						
【  年月~  年月分請求用】		事	業	名				電話:		
		フ	リガ	ナ				地		
私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付につい	2	施	設					理		
て、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。		事		名				電話:		ĺ
【1.申請者と認定子どもが、●●市町村内に居住していることを●●市町村が住民基本台帳で		7	リガ・	+				=		
確認すること。	H			+				地		
2. 実際に利用していることを●●市町村が対象施設に確認すること。	3	施事	設業	名						
3. 利用料の支払い状況を●●市町村が対象施設に確認すること。		尹	未	白				電話:		
4. 課税状況を●●市町村が確認すること。		フ	リガ	ナ				地		
4 4r=n/r TII D9/ (4=T0-> in=T2±/= = + +±/	4	施	設				121 11.	AE		
1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)		事	業	名				電話:		
認定 相		7	リガ・	<del></del>				Ŧ		
印 「たち」   佳	(5	施	an.				所 在	地		
氏 名   一		施事	設業	名				mar		
現の								電話:		
2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)			リガ	<i></i>				地		
法第30条の4の認定種別 □ 第2号 □ 第3号 認 定 番 号	6	施	設				<i>,,</i>			
生年月日 年 月 日フリガナ		事	業	名				電話:		
年月日~ 年月日の間の住所	*								ることができる場合	
□ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した 氏 名					賽について、教育時 計) 開所日数200日			の提供時間数が8日	寺間未満又は年間(	半日・長期休棄
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入 年 月 日										
	6	在筆	毎周の貊	かりむ	空育事業と 認可外	(保育施)	公等の利田(※3参	招)における施設等	利用費の償還払い	表現の内部を記え
3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入	0.	111	日四ツリ只	ופת			)預かり保育事業			
フリガナ 所 在 地 〒	Н	±11	四左口		施設に支払った		1	aとbの金額の	認可外保育施設 等に支払った	請求額 ※5 (「c+d」か月
(市外の場合の		<b>不</b> リ)	用年月		金額(a)	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	低い方を記入	金額(d)	額上限額の低い
施設名称 電話:					<b>※</b> 4	日数	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(c)	<b>※</b> 3 <b>※</b> 4	方を記入)
年 月 日~ 年 月 日の間の在籍状況 □ 期間中在籍 □ 途中入園した □ 途中退園した	L		年	月	円	日	円	円	円	円
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入 年 月 日	L		年	月	円	日	円	円	円	円
			年	月	円	日	円	円	円	円
4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)	*				施設等に支払った金		預かり保育事業に		を含む平日の預かり	
金融機関名 預金種目□普通□当座	*								満の場合のみ記入な 額」を証明する領収	
銀行・信用金庫 支店 口座番号		合			-等の確認ができる	書類等)	と特定子ども・子	育て支援提供証明	書を添付して下さい	
農協・信用組合 出張所 口座名義(カタカナ)	*		額上限額				第2号の場合は11,3 ・服額を記入して下		は16,300円がとなり	)ます。「c+d」
※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。	$\mathbb{H}$	\(\lambda\)	· _ 4 L 2C IE	п V- %	ン200円14、て4して71	ルノカ 役員上	PIX 6H W. BLALL	<u> </u>		
	22-1		45 47, J24	٠ حل	. 2 (25)四十/ 、 。	· HE ITE >	*F 4 E ( 0 ? . !		1 1	
<裏面も記入して下さい>	注)	本	<b></b>	エレル	は、償還払いの	/頻度が	1年4回(3か)	月毎)の場合と	しています。	

### 園が記入して保護者に発行する書類 保護者が市町村への申請(園経由)時に写しを添付

特定子ども・子育で支援の提供に係る領収証         私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の利用科(係)         納入者       様         ただし、特定子ども・子育で支援利用料(年月分)として         設置者名称         主たる事務所の所在地         代表者職氏名         施設・事業所の名称         独設・事業所の名称																								
	-		$\perp$	_	+	+	_			_						_		L						
	-		$\vdash$	_	_	_	_			_								L	- 4	丰		月		日
特定子ども・子育で支援の提供に係る領収証  私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の利用料(保予)  納入者  様  ただし、特定子ども・子育で支援利用料(年月分)として  設置者名称 主たる事務所 の所在地  代表者職氏名 施設・事業所 の名  特定子ども・子育で支援利用料の向駅 1. 当該月分の利用料(保育料)として 2. 入園料(納入月に記入)として ※入園月以前に納入があった場合は入園月に記 3. 当該月分の預かり保育事業の利用料として (預かり保育事業の利用日数日)																								
			特	定	子 と	ども	•	子	育て	. 支	接	₹ σ.	提	供	に	係	る	領	収	証				
私立幼	稚園	(新制)	度移行	園除	( )	、国	立大	学陈	属幼	稚園	₫、	特別	支	援学	校	幼稚	部の	)利	用彩	- (作	保育制	斗・入	園料	等)
/																			H					
納入	、者								様															
					_	Т.						_					L							
ただ	し、	特定于	- L &	, • <del>]</del>	~育	て支	て接利	引用	料 (			年			月	分)	ځ	し	て					
	+		+	+	+	+				-														
										l	設	置	者	名	称									
			П		Т						È.	たり	5 <b>事</b>	₹務	所									
			Ш		_											L								L
											//>	<b></b>	ler π <sup>α</sup>	. r	<i>h</i>									_
	+		+	+	+	+	+	$\vdash$	Н							H								印
												設												
			$\Box$		$\top$			Т					ή.		-PJ-	Т			Т					
		特						菱援								円	(下	記	1)~	~3	の台	計額	)	
					Ť			Т								Н		Г	Т					
[	特员	子ど	ŧ.	子育	て支	援	利用	料の	)内i	R]														
	1	. 当該	<b>ミ</b> 月分	· の利	1用	料(1	呆育	料)	とし	て												円	1	
	2					,																円	2	
														記り										
	3	_							_	用丬	와 と	: L	て									円	3	
	_	(預;	かり化	录育:	事業	きの利	利用	日数	ζ			日	)			L			L					
	_		$\vdash$	_	+	+	+	-	$\vdash$	_						L			₽		Н			
																			1					
,	'#± <b>=</b>	27 B	+	7 🌣	7 .	- +¤ =	£11 EE	Wel 12	1 11/1	D &=	ultz	Д.	<b>5 1</b>								Н			

第〇号	様式(	第〇条	関係)						【請求	書参考様	式その	7-2]									検討	中資料
							Æ	生完了	<u>ا</u> الأ	5・子ョ	タアマ	7 择 括	4世	证明	土							
							יד	1 VC 1	【令			月分		ш. 77	Ħ							
								定子ども	19			71 / 1										ш
	認定	7	リガナ					たナこも : の続柄	88		i +								法第	30条の 4	の認定種	別
	保護者	氏	名						子 と	きも 氏	名								第1号	- 日第	2号 🗆	第3号
																						$\Box$
(Ţ	以下の						た日 (打	是供日装	数) 」	、「提供	時間帯」	] 、「§	費用」	がわれ	いる	▶類 0	)添付を	もって	替える	ること	も可能)	
		特只		も・子育で		内容				提供し	た日 (	提供日	数)				报 ※	提供 時	間帯		費用	∄※2
	幼児科	教育(記	忍定こと	きも園・幼科	推園・特別	支援学	交)		日	~		日					:	~		:		円
	認可	外保育	育施設						日	~		日					:	~		:		円
	預か	り保育	育事業						日	~		日	(		日	)	:	~		:		円
	一時	預かり	り事業						日	~		日					:	~		:		円
	病児	保育	事業						日	~		日					:	~		:		円
	子育	て援助	助活動	支援事業					日	~		日					:	~		:		円
*	1 技	是供時	間帯に	は、標準的	」な利用	時間帯の	記入で	专可。														
*	2 芽	費用は	特定	-ども・子	-育て支持	爱利用料	の額を	記入。														
	上記の明しま		り認定	€子どもに	対し、特	寺定子ど	'も・子	育て支	援を携	と供したこ	とを		設置	者名称								
												主たる	る事務	所のi	<b>听在</b> 均	t						
								年	月	Ħ		1	弋表者	職氏:	ž							Ø
												ħ		事業院名称	ſГ							

### 4 副食費に対する助成(補足給付)

- ・実施の有無
- ・実施する場合の事務手続き 国が示す3つのパターンのどれか
- ・副食費の算定方法の確認はどのように行うか(国が示す便宜的な方法でよいか? どの便宜的方式で算出するか?)

#### (実施の有無)

### ※低所得世帯、第3子以降の子に対する副食費の補足給付(私学助成園)について(文科省資料 P31~32 参照)

### (事業の趣旨)

今回の無償化により、新制度園では、副食費(食材料費のうち副食分、主食分は現行制度でも実費徴収)は実費徴収するべきものと整理され、無償化の対象外となった関係で、従来から保育料に含めて負担を免除されていた低所得者等については、新たな負担が発生しないよう、副食費を公定価格に含めることにより負担を免除することとされました(同時に対象者を拡大)。

そこで、私学助成園についてもバランス上、同じ扱いとするために、今回、新しく、同じ対象者に対し、副食費を助成する制度が設けられたものです。(対象者の詳細は文科省資料 P32 に記載)

#### (私学助成園の各園に関係)

対象者は、低所得世帯(第1~第3階層年収360万円未満)や第3子以降の子(多子算定は小学校第3学年終了前同一世帯)ですので、<u>私学助成園の各園とも一定の人数がこの対象となる</u>と考えられ、新たに事務が発生しますます。 (市町村に要望)

既に述べたとおり、この事業を**実施するかどうかは市町村の裁量**ですので、**実施を要望する必要**があります。

#### (事務手続き) 次のパターンのどれか(文科省資料 P80)

### 補足給付事業の実施に係る事務スキーム【新制度未移行幼稚園】

ארונאד ו און ד

- ◆事業を実施する場合の支給方法や給付頻度については、事業者との相談の上、市町村の判断により決定可能。
- ◆実施スキームとしては、主に①~③のパターンが想定される。
  - ① 新制度未移行園を対象とした施設等利用給付(旧就園奨励費補助)と同様の仕組み【園経由・償還払い】
  - ② 新制度園を対象とした施設型給付(副食費に係る加算)と同様の仕組み【園経由・代理受領】
  - ③ 上記とは別途異なる方法を設定(例えば、補足給付事業について市町村から直接又は園経由により周知を行った後に、 保護者からの申請に基づき、市町村から対象保護者又は施設に事後的に支給する方法【直接支払、直接申込・代理受領】)

(副食質の算定方法) 国か示す便宜的な方法

#### 支給額の算定万法

- ◆副食費相当額の算定方法は、次の考え方を基本として、市町村において判断することとする(FAOに掲載予定)。
- ① 実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とする (各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額)。
- ② 「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合(外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等)に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができる。

給食の実施方法	副食費の算出方法(原則)	便宜的な算出方法の可否
自園調理(食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理(食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可

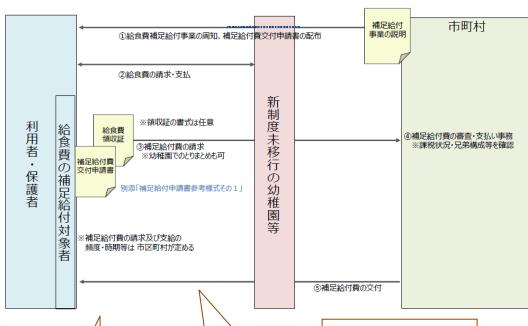
【「1日当たり副食材料相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。)
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。 仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。)
- ③ 一律220円 ※ 給付上限月額(4,500円)/1号認定子ども通園日数(20日) ≒ 日額平均(220円)

食材自己購入 の場合は便宜 算定不可

外部搬入で業者が算出できない場合便宜算定可

### 補 足給付事業の標準的な事務フロー【償還払い】

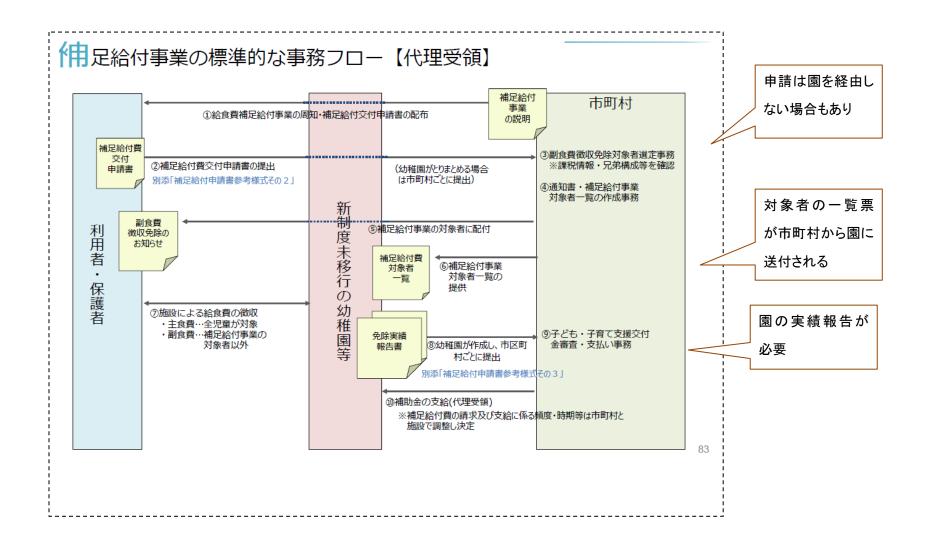


申請は園を経由しない場合もあり

国は領収書の参考様式は定め ていないが、申請時には添付が 求められると思われる 個人番号の記載がある ので、封入封かんが必 要と思われる

給食費の内の副食材料費 の内訳が必要。保護者に 周知した上であらかじめ園 が書き込むことが必要

					[	補足給付	申請書	参考様式	その1】							
			幼稚園に	提出するは	易合は、	必ず封入・卦	討緘し、封信	筒に氏名を	記入して批	是出して	ください。					
											申	請日	年	月	B	
		副食	費の旅	施設に。	よる徴	ないに係	る補足	已給付置	貴交付	申請	書(償還	景払し	\用)			
记先)	00市町村:	Ę														
1. 決2. 申3. 要	定にあたって 請内容や同 綱に規定する	必要な! 意して得る内容を	範囲内で、 た情報を 遵守する。	、申請者の 補助金受約 こと。	資格審	査、補助金	額の算定、	その他の附	付帯業務の	かために	〇〇市が利	用する	こと。	するこ	. Ł.	
	フリカ・ナ					申請	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日									
# 日本の																
		電話番	号)	自宅		( )	1-		携帯	<del>*</del>		*	,	/`		
ф±					_	現住所	ľ	_				10人	.借写(マ	112	//\—)	
						申請者と異なる						利	用(予定)	幼稚[	園名	
	月日	_	年	月	B											
	11日現在の住所	圻	(母親)	口租住	近と回じ				(父親)		祖仕祈と同					
前夕午	申請日の	RF	(母細)		,, CIPIO				(45.45)		SOLETH CITY	·				
	*			口現住	所と同じ	15-th Z #1	Æ(#r.h.fr	\1 B 1 D ± 8			現住所と同	(SE SENIOR	dido do Z	# <b>π ο</b> Β	**	Ш
					リかげ発	aterion	1年(削々年	)1月1日を	<b>似誄平度</b>	<b>29</b> 9 m	可有民税的	特制級	מימכאימ	祖明	*	
居者を全	員記入して下	さい。※1	国人番号は	父母及び生		者のみ記入し	て下さい。									
申請の方へ この書類を対相側に提出する場合は、必ず針入・対核に、対側に氏をを記入して提出でください。 申請 年 月 日 副食養の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用) (現金) ○○市自村長 (中間にあたりで動とないわだ事項) 1 決定におたって必要な場所で、申請者の設施情報等のご漁、通便大作する学舗、収金を信義そのの市が開盟及び損害すること。 2 申請内容の配と「作力情報も飲金飲食用業」を飲金の資金、通便大作する学舗、収金を信義そのの市が開盟及び損害すること。 2 申請のおというのでの意とないわない。 3 東部に対しているである場所で、中間者の設施はよる税収に係る相及給付事業実施要報買の配に基づき、以下のとおり申請します。  「民名																
	1					個人番		E	B	В						
申六請						個人番										
D生子 を計供	2					ATT L XIII		Ŧ.	月	B						
ナ中保	3					個人做		Ŧ.	月	В						
に心践 下者者	4					個人番		_	_	_						
申請命の方へ この書類を始報間に提出する場合は、必ず到へ・資料、共和に氏名を記入して提出してださい。 中国日 年 月 日 間食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用) (現金) 〇〇市町相長 (日年にあたって必要な場所で、申目者の経済措施等の公庫、通過失が有する字料流、税収会信機等6〇市が開業及び過去すること。 ・申請命の登成してありませる。 (日本によって必要な場所で、申目者の経済措施等の公庫、通過失が有する字料流、税収合に〇〇市が明策及び過去すること。 ・申請命の受して、行の者をは前の主義の必要は有数の公庫、通過失い有する字料流、税収合に成立の市が明策及び過去すること。 ・申請命の公庫、「中国・「中国・「中国・「中国・「中国・「中国・「中国・「中国・「中国・「中国・																
副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用)   (選集) (OCの自計を																
	6					個人番		Ŧ	В	В						
						個人番			,,	н						
1 1	[1]						4	F.	月	В						
														Ш		
3	を付申請額							四(			分~	•				
対象月	給食			支材料費 b	b 24,50	0円のうち	対象月	給食			l食材料費 b	bと4,5	00円の	うち		
						H								円		
												_		_		
												_				
												_		_		
※対象。	 となる子供が 徴収額(副食	複数い	 る場合は、 がわかる	子供ごとに	上作成して 5領収証	てください。		±1,	円		円			Ħ		
申請参の方へ この書類を効用側に出出する場合は、必ず料入 封縁に、各を記入して提出してださい。 中間日 年 月 日  副食養の施設による徴収に係る補足給付養交付申請書(優選払い用) (現金) 〇〇市町村長 (中間にあたての最大でに対しての最大でしただ年間) 1 . 決定におかっての最大の施制で、中間を対象が開催等の公集 通常か有する空料流 複な合物等を〇〇市が開東及び損害さした。 2 . 申請内部の面にて使う情報を対すること。 2 . 申請内部の面に大の合うではあたいとしまり、																
													本出	店・支張所	吃店	
	預金租	<b>直別</b>					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			- 2	2. 当座		1	/1		
					18		and the little	48.00 **								
※申請:	者と口座名書	まが異な	る振込先	を指定する	場合は.	本市指定(	り委任状を	提出してくけ	<b>っさい。</b>							



前○号様式(第○条 申請者の方へ こ	条関係) この書類を幼稚園に提出する場																						
申請者の方へこ																							
	この書類を幼稚園に提出する項	I A I A N	-M+17 +16-81 +	LM:	2.2.1 ==40.00	- /4*41 .																	
宛先)〇〇市町村		合は、必	9 封人・封織し、ま	时間に氏名を記	こ人し (提出し	くなさい。																	
宛先)〇〇市町村						申	請日 名	年	月 日														
宛先) 〇〇市町村																							
宛先)〇〇市町村	副食費の施設によ	る徴」	仅に係る補	足給付費	曼交付申討	請書(代理	理受領.	用)															
宛先) 〇〇市町村																							
	村長																						
1. 決定にあたっ 2. 申請内容や同 3. 当該補助金の 4. 申請書等に記 5. 要綱に規定す	て同意していただく事項】 つて必要な範囲内で、申請者の 同意して得た情報を補助金要総の の受領に関する権限を私が利用 記載した内容や補助決定に関す する内容を遵守すること。	資格審査 する幼稚 る情報を、	、補助金額の算定 園の運営団体(法 、給食費の減免を	定、その他の附 大等)に委任 行う際に必要	帯業務のため すること。 な範囲で幼稚園	Dに〇〇市が和 園に提供する	利用すること こと。	٤.	すること。														
	意し、〇〇市副食費の施設によ			長美施安綱第(	ノ余に基づさ、	以下のとおり	甲請しより	0						園力	が記入	し市町	村に	提出す	る書類				
カリカ・ナ 由詰去 氏名		印	申請 子供 との 現住所が	市外の場合	<del>-</del> -																		
T.H.D.	※ 自署の場合は印は不要です。	- 1		入後の住所	'																		
	先(電話番号) 自宅	(	)		携帯		( )	)								Fib mar		×+*==	ı				
フリカ・ナ			₹	-			個人番	号(マ	イナンバー	)							甲請書参考	修様式その3】					
申請 氏名			現住所								(代理受	領の場合)	補足給付費	交付対象園	別 免除実	績報告書							
子供		申計 場:	青者と異なる 合のみ記載				利用	(予定)	幼稚園名											幼稚園名:			
生年 月日	年 月	日										E	1月名		〇月分			〇月分			〇月分		_
申請日の													370.11		aのうち	bの免除(減免)実績		aのうち	bの免除(減免)実績		aのうち	bの免除(減免)実績	
前年1月1日現在の住 ※	(母親) □ 現住所	た同じ			(父親)	現住所と同	اثا				No.	カナ	氏名	給食費	副食材料費	額と4,500円を比較 し、少ない額	給食費	副食材料費	額と4,500円を比較 し、少ない額	給食費	副食材料費	額と4,500円を比較 し、少ない額	合計
申請日の 前々年1月1日現在の{	の住所 (母親)				(父親)						1		-		a I	C	-	al t	c	a	b	C	1
*	□ 現住所					現住所と同					2												
	る場合は、記入した住所地の市町 :ど)を添付してください。	]村で発行	される前年(前々	年)1月1日を則	武課年度とする	市町村民税所	所得割額が	わかる	証明書		4												1
(味悦証明音など	と)を添りしてください。										5												1
											6							1					<del>                                     </del>
居者を全員記入して	て下さい。※個人番号は父母及び生ま		のみ記入して下さい。								8												1
/ <del> </del>	フリガナ	申請 子供との		生年月日			就労・追				9 10					<b>-</b>		1					-
/ /	氏名	チ供との 続柄		エサガロ			又は単	単身赴任	任先		11		1										
,			個人番号								12		+			<del>                                     </del>		+					
'				年 月	月 日						14												
○請 2 ······		-	個人番号			-					15 16					-		1					-
〇生子 を計供			m	年 月	日 日						17												
付ののけ中保 3		ŀ	個人番号		_	-					18 19					<u> </u>							
て心護			m	年 月	日日	1					20		1										
て心護 下者者 さの及 4		}	個人番号			-					21												
い番び			/m   m/m	年 月	目 日						22					<b>+</b>		1					1
〜号同 に居 5		ŀ	個人番号	年 月		1					24												$ldsymbol{f eta}$
者			伊丁辛旦	年 月	日 日						25		+			<del>                                     </del>		+					$\vdash$
6		ł	個人番号	年 月	<b>月</b> 日	-					ā†		1	<u> </u>	1	L							<u> </u>
			個人番号	+ /	, ,	1					<b>※</b> 1			できる領収証	の控えの写し	を添付すること。							
7		ŀ	心人甘芍	年 月	月 日	1							児数 (※2)		人								
				<del>-</del> ,	, ,			-					象額合計		円	 		- I-b	W 11 67	No. 1 met :			
※対象となる子供7	<b>共が複数いる場合は、子供ごと</b> に	作成して	(たさい。									※2 对象園	児奴は〇年〇	月〇日付けて	*理絡した  副	度質の施設による	る徴収に係る	る補足給付事	<u>業対象者一覧」σ</u>	)奴と一致さ	せること。		

### 4 近隣市町村との事務処理の統一

- ・各種書類の様式は、国の参考様式を採用しているか
- ・給付等の事務処理について、近隣市町村と統一されているか

保護者の住所が複数市町村にまたがることも多く、市町村によって事務処理や申請書等の様式がバラバラだと園の事務が非常に不効率になります。極力、近隣市町村(できれば都道府県内)と給付等の事務処理について極力統一されるよう、また、各種書類の様式については国の参考様式を用いるよう、市町村や都道府県に要望することも重要です

### Ⅱ 保育料、食材料費(給食費)、その他の実費徴収に関する市町村の指導方針の確認

無償化される保育料の範囲について市町村の確認を得ておく必要があります。入園料は保育料に含まれます(給付上限額25700円/月との比較に当たっては、入園年度の各月の保育料に入園料を月額換算した額(当該年度の在籍月数(1年間の場合は12、半年間の場合は6)で除した額)を加えたものを保育料の額とします)。「教材費」や「施設整備費」の名称で保護者から徴収しているものは、無償化の対象外経費と見なされると考えられます。なお、保育料や食材料費(給食費)については制度スタート前に、市町村が給付に必要な情報として現況確認を行うと思われます。

①私学助成園(保育料に給食費を含めていた場合)が**食材料費を新たに実費徴収する場合**や②私学助成園が**保育料を引き上 げる場合**には、市町村との間の事務手続き(届出等が必要か?)を確認する必要があります。

また、国は無償化に関連して保育料の実態(保育料値上げの理由等)調査を行っています。

### Ⅲ 市町村や都道府県の独自施策の有無

市町村や都道府県によっては、保育料の無償化上限の引上げ、食材料費(給食費)への助成拡大など独自の支援策を**国の施策** に上乗せして実施する団体がありますので、ある場合にはその内容・手続き等について確認をする必要があります。

### IV 保護者への広報資料の提供の有無

市町村は、**保護者や住民に対し**、無償化の内容等について<u>周知</u>を予定しています。どのような方法で行われるのか(例えばリーフレットの作成、ホームページ等)、その**内容、タイミングを把握**し、園から保護者への説明に活用することが重要です。

### 市町村との協議体制の整備

これまでに記述したとおり、事務手続き等の面で、市町村の裁量に委ねられている部分も多く、私立幼稚園から積極的に市町村に要望する必要のある事項も存在します。既に、市町村単位の私立幼稚園等の連合会等が設けられている場合は、それにより市町村との協議が可能ですが、そのような組織がない場合は、バラバラに市町村の担当と協議することは時間的にも困難ですし、交渉力も発揮できません。従って、<u>市町村内の私立幼稚園が連携し、代表者が市町村と協議し、情報を共有するようなしくみ</u>を早急に作り上げる必要があります。状況に応じ、都道府県単位の連合会のサポートを受けることも考えられます。

なお、市町村をまたがる<u>広域的な事項(例えば、市町村の事務処理の統一)については、都道府県単位の連合会が都道府県に</u>要望することが必要であることは言うまでもありません。

# 保護者のニーズ把握

無償化の実現により、保護者の二一ズが変化することが考えられます。あらかじめ、できるだけこれを把握し、受入れ体制の整備等の事前検討に役立てる必要があります。主として次のような二一ズが発生することが想定されます。

### 1 就労する保護者の増によるニーズの変化

無償化の実施をきっかけにして、就労する保護者が増加することが考えられ、私学助成園の場合は、預かり保育の利用増が考えられます。

(ニーズ把握の方法)

・在園児の保護者へのアンケート

### 2 満3歳児入園の増加

満3歳から無償化の対象になったため、満3歳時点での入園が増える可能性があります。

(ニーズ把握の方法)

- ・2 歳児教室等の実施の際、保護者へのアンケート
- ・弟・妹のいる在園児の保護者へのアンケート

### 教育・保育及び事務処理体制の点検・整備(人員等)

### 1 教育・保育体制の受入れ体制の点検・整備

保護者の二一ズに対応した教育・保育を行うための教員・保育士等の人員体制、施設設備が整っているか点検し、必要があれば増員等の体制整備を図る必要があります。

特に、預かり保育については、<u>一時預かり幼稚園型と同様の職員配置要件</u>を満たすことが求められますので、必要があれば増員等の体制整備を図る必要があります。その上で**受入れ可能な子どもの概数**を定めておくことが必要です。

(国の定める要件等 文科省資料 P38)

#### ■施設所在市町村が「確認」する基準 (無償化対象施設の要件:子ども子育て支援法施行規則で規定予定)

【配置基準】 3歳児 20:1、4・5歳児 30:1 (預かり保育園児数/職員数)

【職員要件】・配置基準上必要になる担当職員の2分の1以上(当分の間、3分の1以上)を保育士、幼稚園教諭免許状所有者とすること。

・担当職員について、預かり保育に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。 ※教育課程担当職員が対応可

【教育内容】 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は特別支援学校幼稚部教育要領に準じて行うこと。

【設 備】食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する 設備を備えること。

#### ■都道府県が指導監督する内容 (望ましい基準:各都道府県に通知で発出予定)

- 内閣府令で定める基準については、最低限満たすべき基準として指導監督
- ・ 満たすべき基準に加え、預かり保育の質の確保・向上の観点から望ましい基準として以下の事項を指導監督

【職員要件】 有資格者以外の職員についても、子育て支援員又は隣接免許状の所有者を配置すること

【面積基準】子供1人当たり1.98平米の保育室を備えること

### 2 事務処理体制の点検・整備

無償化に伴い、事務フローに説明されているような事務処理を行うことが必要になります。<u>私学助成園では</u>、従来の就園奨励費補助(低所得者のみ)と比べて、<u>事務量は格段に増え</u>ますし(全員が対象)、<u>預かり保育</u>について、申請書の取りまとめ・領収書の発行・利用記録等の各般の事務が発生します。副食費の補足給付という新しい事務も加わる可能性があります。

これらを踏まえ、各園の<u>事務処理担当者の事務量を点検し、人員配置やパソコン等(ICT)の活用等</u>の対応を検討する必要があります。

なお、ICT の活用に当たっては、市町村が定める各事務の様式、手続きを確認することがきわめて重要です。

### 食材料費(給食費)の設定

### 1 新たに額の設定や積算根拠の説明が必要な場合

私学助成園で保育料に給食費を含めていた園では、食材料費を実費徴収として区分して徴収する必要があり、保護者から徴収する額を定める必要があります。

また、私学助成園について、低所得者及び第3子以降の子の副食費に対する補足給付が行われる場合、給食費のうち、<u>副食分の食材料費の額(実費)の内訳を出すよう求められ</u>ます。

### 2 市町村の方針の確認

額の決定は、基本的には、園の判断ですが、実際に食材料費として要した費用をベースにするのが原則です。私学助成園について**市町村が方針を出す可能性**もあり、これをまず確認する必要があります。

なお、無償化実施前に保育料とあわせて市町村が現況確認を行う可能性があります。

### 3 食材料費の設定方法(案)

(1) 給食費(食材料費)を保育料に含めている場合 食材料費を新たに実費徴収(保護者負担部分のみ図示)

無償化対象は上限額 25700 円 保護者負担 1300 円

無償化後は、食材料費(主食+副食)を保育料と区分し、新たに実費徴収として徴収することが必要となります。ただし、

園則上は保育料の内訳として区分してもかまいません。 保育料 現行 27000 円 (1)のケース (食材費相当額を実費徴収、給食人件費・減価償却費相当額は保育料の対象) 保育料 給食費 (食材料費) 無償化実施後 4500 円 22500円 実費徴収(給食費)保護者負担 無償化対象 保育料 認められない 27000円

食材料費の決め方の案

- ①自園の給食食材の仕入れ額から一人当たりの食材料 費(主食分+副食分)の金額を算定
- (業者委託している場合は、業者から仕入れ額を把握)
- (例)仕入額 1350 万円÷250 人÷12 月=4500 円/月
- ②食材料費だけでなく、人件費等給食にかかる費用全てを含めて算定し、給食費として実費徴収無償化の対象となる保育料が減少してしまうケースが多いと思われます
- ③新制度園の全国平均値(2019.1.28 子ども子育て会議資料で公表)を参考に決定
  - 主食費 703 円/月+副食費 4720 円/月=5423 円
- ④近隣地域の同種の施設の状況を参考に決定
- ⑤その他

### (2) 給食費(食材料費)を保育料に含めていない場合

これまで通りに給食費を徴収することになります。

### (3) 補足給付のための副食材料費の算定

いずれの場合でも、低所得者及び第3子以降の子どもへの補助事業(補足給付)が行われる場合、給食費のうち、<u>副食分の食材料費の額を示すよう市町村から求められ</u>ます。その場合、国が便宜的な方法を示しており、市町村がどの方法を選択するのか、確認をする必要があります。

(副食費の算定方法) 国が示す便宜的な方法

#### 支給額の算定方法

- ◆副食費相当額の算定方法は、次の考え方を基本として、市町村において判断することとする(FAQに掲載予定)。
- ① 実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とする(各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額)。
- ② 「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合(外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等)に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができる。

給食の実施方法	副食費の算出方法(原則)	便宜的な算出方法の可否
自園調理(食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理(食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し 「1 食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可

【「1日当たり副食材料相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。)
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。 仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。)
- ③ 一律220円 ※ 給付上限月額(4,500円)/1号認定子ども通園日数(20日) ≒ 日額平均(220円)

食材自己購入 の場合は便宜 算定不可

外部搬入で 業者が算出 できない場合 便宜算定可

### 4 食材料費の設定についての留意点

国の方針(下記)として、食材料費(給食費)の「見える化」や施設の説明責任の明確化を通じ、食育の充実を図ることとされていますので、各園とも、今後、これらに積極的に取り組むことが望まれます。

食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。

食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実を図る。

新制度未移行幼稚園における食材料費(副食費)についても、低所得者への負担軽減措置を行う。

求められれば保護者や市町村に説明できるよう、**給食の内容や額の根拠について説明要領を作成するなど準備**しておく必要があります。

<u>私学助成園</u>の場合、<u>副食材料費</u>の助成(補足給付 上限 4500 円)が行われる場合は、市町村が定めた算定方法をベースに算定している旨の説明が求められることが考えられます(上記算定方法を参照)。

また、給食費を保育料に含めていた私学助成園が新たに食材料費の実費徴収額を定める場合も市町村から説明を求められる可能性もあります。

# 保育料の算定根拠の整理

これまでとは異なり、保育料の額について、市町村や保護者の理解を得ることが必要となります。特に、上乗せ徴収をしていたり、 上限額以上の保育料の園では、保護者に対する説明が求められます。さらに、引上げを行う場合には、保護者はもちろん、市町村 にも説明する必要があります。特に、保育料が上限を下回っている園では、増収分を質の向上のための費用に充てる旨の説明が重 要となります。今後、教育の質の向上を図っていくためには、そのための支出の増に対応する保育料の引上げも必要となりますが、 説明要領を作成し、数字の根拠をもって説明できることが重要です。

### 1 保育料負担が残る場合

保育料が国の定めた上限を超える私学助成園では、無償化後も、保護者の保育料負担が残るため、**保育料が高い理由**を説明し(教諭や保育士の配置、人材確保のための処遇等)、保護者の理解を得る必要があります。この場合、費用の根拠数値を整理しておくことが望ましいと考えられます。

### 2 保育料の値上げを行う場合

国が平成30年12月28日に決定した「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」では、次のように記述されています。

○ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、 結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことのないよう、関係団体や 都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくととも に、事業者に対する周知徹底を図る。 保育料が無償化の上限を下回る場合は保育料を引き上げても保護者の負担は増えないことになります。このため、幼稚園が<u>質</u>の向上を伴わない引上げを行わないように周知徹底するという内容です。

このような引上げは社会的な信用を失うことになります。既に全日私幼連では、加盟園に対し、何度も文書で周知しましたが、あらためて質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げを行わないよう、便乗値上げといわれることがないよう重ねてお願いします。

保育料の引上げを行う場合には、次の点に留意する必要があります。

- ①質の向上のために必要な経費の増を保育料の増収分が上回ることのないように計画すること
- ②質の向上のために必要な経費として人件費や設備改善の経費が考えられるが、**将来を見越した計画的な支出**であること
- ③保護者や市町村、都道府県(園則変更の届出先)の納得が得られる説明ができること

なお、国は、現在、このことに関連して保育料の実態(保育料値上げの理由等)調査を行っています。文科省資料 P92 参照。

○保育料等の値上げがあった場合、その増加理由

【値上げした理由の選択項目】 ※複数回答可

- ①教職員の処遇改善(給与のベースアップ、その他福利厚生の改善を含む。)
  - ・幼稚園教員(園長、副園長を含む。)を対象
  - ・事務職員を対象
  - ・その他職員(調理師等)を対象
  - ・法人役員を対象
- ②教職員の配置改善(増員、兼務解消、正規職員の割合増などを含む。)
  - 幼稚園教員の配置改善
  - ・事務職員の配置改善
  - ・その他職員の配置改善
- ③施設整備の充実(将来の施設整備に備えた積立を含む。)
  - ・施設の高機能化 (バリアフリー、空調など)
  - ・園舎の増築
  - ・園舎等の維持・修繕
  - ・その他の施設整備
- ④園児数の減少への対応(園児が減っても教職員数を維持する場合など。)
- ⑤物価高騰への対応
- ⑥消費増税への対応
- ⑦その他の事情

# 保護者への説明資料の作成

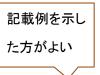
### 1 保護者説明会の開催

- 一般的には、遅くとも7月上旬には、保護者に対する説明会の開催が必要と考えられます。それまでに
- ①市町村との各種確認・調整(償還方式か代理受領方式か、支払いの頻度、各種書類(申請書・領収書等)の様式確認、低所得者第3子以降の子に対する副食費の助成(補足給付)の実施の有無・方法、独自支援策の確認等)
- ②国、都道府県、市町村の作成する保護者・住民向け説明資料の確認・入手
- ③預かり保育等の受入れ可能数の設定
- ④食材料費(給食費)等の決定及び説明要領の作成(新たに徴収する場合)
- ⑤保育料を引き上げる場合は、説明要領の作成
- ⑥保護者向け説明資料の作成

等を済ませておくことが必要です。

### 2 説明資料の主な記載事項とポイント

- ①無償化になる保育料の範囲(差額の徴収、入園料、実費徴収の扱い等)
  - →「無償化」と言われているが、**差額分や実費徴収など保護者から頂く金額があること**、その金額をわかりやすく示すこと
- ②食材料費の徴収(含む低所得者第3子以降の子どもに対する助成(補足給付))
- →食材料費は従来の保育料から区分して徴収すること、これは無償化の対象にならないこと、金額をわかりやすく示すこと
- →副食材料費の補足給付が行われる場合は、対象者·金額をわかりやすく示すこと
- ③預かり保育(無償化の対象者、助成内容)
- →**助成対象者、助成額**をわかりやすく示すこと
- ④手続き(償還払い(支払いの方法・頻度)又は代理受領)、各種申請書の提出
- →保育料の無償化の方法(**償還払い(支払いの方法・頻度)又は代理受領**)



- →申請書類の説明・記載方法(特に、**夏休み前に認定申請書を全員提出**すること、その<u>記載方法</u>。その他の<u>申請書類は、どの</u>ような場合にいつ提出していただくか)
- ⑤就園奨励費補助(9月まで継続)
  - →9 月まで継続すること、従って、該当者は、今年度に限り、無償化と両方の手続きが必要なこと

# 法人としての手続き(園則変更等)

### 1 園則の変更

園則に保育料や給食費の額の記載がある場合、これらを変更する場合には、園則の変更が必要です。園則の変更には理事会の承認が必要ですので、**臨時理事会を開催**する必要があります。**理事会の承認後、都道府県への届出**が必要です。

ただし、これまで保育料に給食費を含めていたため、今回これを区分して新たに食材料費を実費徴収する場合は、園則上の保育料はこれを含めた額とすることは可能(ただし、内訳は明確にし、保護者への説明、領収書においても区分記載することは必要)と文科省は説明しています。(文科省資料 P88)

- Q. 現在保育料に食材料費を含んでいる私学助成幼稚園において、食材料費の額の切り出しに伴い、学則(園則)上の保育料の変更を行う必要がありますか。
- A. 無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)には食材料費を含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と食材料費は切り分けて額を設定していただく必要がありますが、学則に記載する保育料については、その内容について特段の定めがないため、給食費を含めた額を記載することも可能です。なお、その場合でも、保護者に対して特定子ども・子育て支援利用料とそれ以外の徴収費用を分かりやすく示すとともに、保護者に対して発行する領収証においても両費用を確実に区分して記載して頂く必要があることに留意してください。

88

### 2 認可定員の変更

認可定員を変更する場合は、定員に係る園則の変更として<u>都道府県の認可</u>が必要です。(幼保連携認定こども園以外)

# 幼稚園の行う2歳児対象の事業について

幼稚園が2歳児を対象に実施している以下の事業の扱いについて、国の自治体向け想定問答には次のような記載があります。 基本的な考え方は、保育所等においては、住民税非課税世帯の場合は、3歳未満児も無償化の対象になりますので、これとのバランス上、保育の必要性を認められる住民税非課税世帯の子どもについては、一定の要件を満たす場合には、幼稚園が実施するこれらの事業も無償化の対象とするという考え方と思われます。

具体的な手続き等については、市町村にお問い合わせ願います。

#### 1 一時預かり事業(幼稚園型)Ⅱ

2歳の子供を対象として幼稚園で行われる、子ども・子育て支援法に 保丁 基づく一時預か り事業(幼稚園型 II)は幼児教育・保育の無償化の対象 上限 になりますか。

保育所等の利用者との公平性の観点から、住民税非課税世帯の子供について、保育の必要性が認められた場合、月額4.2万円を - 限額として無償化の対象となります。

### 2 2歳児教室(プレスクール)

育)を実施してい 幼稚園の

ブレスク-ル 幼稚園において、満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保 育)を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。

満2歳児を対象としたいわゆるブレスクール(ブレ保育)については、一律に幼児教育・保育の無償化の対象とはなりませんが、保育の必要性のある子供の定期利用を主として対象としているなど、実施の態接に照らして、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っている場合には、保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の子供は施設等利用給付の対象となります。(月額上限4.2万円)

なお、幼稚園併設の認可外保育施設については、これまで児童福祉法施行規則において、届出の対象外としていましたが、今回、 一定の要件の下新たに届出の対象とする予定です。

※無償化と直接関係ありませんが、幼稚園併設の認可外保育施設も児童福祉法の届出の対象になる予定とされていますので、留意する必要があります。

# 評価の実施(その他教育の質向上対策)

### 1 幼児教育・保育の質の向上の必要性

今回の無償化は少子化対策であると同時に人格形成の基礎を培う**幼児教育の重要性に鑑み実施**されるものです。従って、これまでも幼児教育を先導してきた私立幼稚園・認定こども園が今後一層その教育・保育の質を高める努力をしなければいけないことは言うまでもありません。

### 2 質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン

全日本私立幼稚園幼児教育研究機構では、昨年「幼児教育実践の更なる質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン」を策定し、

- ・子どもの安心安全を図るための取組み(学校安全計画の整備、インクルーシブ教育システムの普及)
- ·資質向上への取組み(研修の体系化と体制整備、教員免許の上進
- ・学校評価と改善システムの普及
- ·保護者への幼児教育理解への普及促進
- ・教育課程の編成力・発信力の向上と指導計画の立案の強化

等の対策を掲げ、目標を設定しています。各園における積極的な取組みが望まれます。

### 3 学校評価の実施

特に、学校評価については、自己評価は義務づけられていますので毎年実施しなければなりません。

また、**関係者評価**は努力義務ではありますが、幼稚園の実施率の低さが指摘されています(幼稚園 55.7% 小学校 97.4% H26) 幼児教育の質の向上と保護者・地域の信頼醸成のため、**積極的に取り組み、結果を公表**することが必要です。(全日私幼教育研究機構の学校評価ハンドブックを参照)(https://youchien.com/research/evaluation/attqmr00000001m2-att/04\_handbook\_h24.pdf)

同機構の開発した ECEQ(公開保育を活用した保育の質向上システム)の都道府県での実施の推進と拡充が望まれます。なお、国は、今年度の各園での自己評価・学校関係者評価等の実施状況を全国調査する予定です。